

公営企業課関係資料

資料 1

資料 1-1	令和 2 年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について.....	P 1
資料 1-2	公営企業等の更なる経営改革の推進について.....	P12
資料 1-3	公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について.....	P15
資料 1-4	公営企業の抜本的な改革の推進について	P17
資料 1-5	公営企業会計の適用拡大等について.....	P22
資料 1-6	公営企業等の経営改革に係る人的支援について.....	P30
資料 1-7	水道事業における広域化の推進等について.....	P33
資料 1-8	下水道事業における広域化・共同化の推進について.....	P37
資料 1-9	病院事業における経営改革の推進等について.....	P40
資料 1-10	会計年度任用職員制度の施行への対応について.....	P45
資料 1-11	第三セクター等の経営健全化の推進について.....	P46
資料 1-12	令和 2 年度優良地方公営企業総務大臣表彰について.....	P48
参考資料	新経済・財政再生計画改革工程表 2019（令和元年 12 月 29 日経済財政諮問会議決定） （公営企業関係部分抜粋）	P54

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県公営企業担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市公営企業担当課
各企業団財政担当課
(都道府県指定都市が加入するもの)

御中

総務省自治財政局公営企業課
総務省自治財政局公営企業経営室
総務省自治財政局準公営企業室

令和2年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について

総務省においては、現在、令和2年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては財政措置等について確定を見るに至ってはおりませんが、地方公共団体における公営企業等に関する予算編成作業等の状況に鑑み、さしあたり現段階における令和2年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

第1 公営企業の更なる経営改革の推進

今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中であって、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてより的確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められる。各公営企業においては、以下の留意事項等を踏まえ、持続可能な経営の確保に向けた積極的な取組を推進されたい。

1 経営戦略の策定・改定の推進

(1) 経営戦略の策定の推進

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものである。平成31年3月末日までに57.4%の事業が策定を終え、これに基づく計画的な企業運営を行っているところであり、その一部では既に当該経営戦略の改定に向けた検討を進めている。現時点で経営戦略が未策定である事業については、早急に策定作業を進め、策定期限である令和2年度までに確実に策定を完了されたい。

また、令和2年度においても、地方公共団体金融機構と開催地の都道府県との共催により、全国ブロック単位での「経営戦略策定・改定実務講習会」の実施を予定しているので、ご協力いただきたい。

(2) 質を高めるための改定の推進

経営戦略については、人口推計の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、抜本的な改革やストックマネジメント、料金改定を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討及び経営戦略の改定を行うことで、より質の高い経営戦略となるよう検討されたい。経営戦略の策定・改定に係る詳細については、平成31年3月に公表した「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書である「経営戦略策定・改定マニュアル」を参照されたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html)

(3) 計画的な料金水準の改定

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」の改定に当たり、財源構成の一つとして料金の水準についても検討することになるが、地方公営企業の料金については、公正妥当なもので、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされている。このことを踏まえ、料金の設定に当たっては、次の事項に留意されたい。

- ・ 社会情勢、経営環境の変化に応じて適切な料金となるよう、3年から5年ごとの経

営戦略の改定の際に料金水準等を検証し、必要な改定の検討を行うこと。その際、施設の老朽化の実態や経営の将来見通しについて住民や議会にわかりやすく公表し、議論すること。

- ・ 総括原価主義の原則に基づき、狭義の原価に事業報酬を加えた原価を基礎とすること。その際、経営改善・合理化を一層徹底し、原価を極力抑制するとともに、特に水道事業や下水道事業など、将来にわたって安定的に事業を継続する必要がある事業については、施設の計画的な更新の原資を確保するため、事業報酬として必要な資産維持費を算定することを検討すること。
- ・ 人口減少等の経営環境の変化に対応するため、将来にわたり健全な経営を確保できる水準とするとともに、料金体系（例えば、基本料金と従量料金の比率等）についても適切に配慮すること。

(4) 地方財政措置等

経営戦略の策定・改定に要する経費については、上記を踏まえた策定・改定が推進されるとの前提の下で、令和2年度まで特別交付税措置を講ずることとしている。また、水道事業及び下水道事業の広域化に係る調査・検討に要する経費について、当該特別交付税措置の対象とした上で、上限額を引き上げることとしている。

なお、経営戦略の策定期限後の令和3年度から、公営企業債の起債の同意等手続きにおいて、当該起債に係る収支相償を確認するための資料に経営戦略を活用することを検討しているため、留意されたい。

2 公営企業の抜本的な改革の推進

(1) 総論

抜本的な改革の検討に当たっては、事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性について検証するとともに、経営形態のあり方について検討を行うことが必要であり、事業ごとの特性に応じて、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用という4つの方向性を基本として検討する必要がある。なお、水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されていることから、改革の4つの方向性のうち、広域化等及び民間活用の検討が求められる。

(2) 広域化の推進

広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できることから、各公営企業において積極的に取組を推進されたい。第2にあるとおり、特に、水道事業及び下水道事業については、令和4年度までの「水道広域化推進プラン」又は「広域化・共同化計画」の策定に取り組まれたい。その際、広域化には、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、管理事務の共同発注等の多様な手法があることを踏まえ、地域の実情に沿った検討を行われたい。病院事業については、「新公立病院改革プラン」に基づき、再編・ネットワーク化に取り組まれたい。

(3) 民間活用の推進

民間活用については、民間の資金・ノウハウの活用による効率化効果が期待できることから、PPP/PFIをはじめとして、民間委託や指定管理者制度の導入、地方独立行政法人の設立など、多様な手法について積極的かつ計画的に導入を検討されたい。

このうち、PPP/PFIについては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治調第25号自治省財政局長通知）において、PFI事業に係る施設整備に要する経費について、直営事業の場合と同等の地方財政措置を講ずることとされている。

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年6月21日 民間資金等活用事業推進会議決定）においては、民間の経営原理を導入するコンセッション事業（公共施設等運営権制度を活用したPFI事業。以下同じ。）を活用することが重要であるとされるとともに、水道、下水道、公営水力発電、工業用水道等が重点分野として指定され、各重点分野について、3年間で具体化すべき事業案件を数値目標として設定することとされている。

また、平成30年度の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）の改正により、水道事業及び下水道事業において公共施設等運営権方式を導入する場合に、当該事業に係る施設の改修等に充てた旧公営企業金融公庫資金等について、補償金の支払いを免除しての繰上償還の実施が可能とされている。

なお、地方公営企業におけるコンセッション事業の活用状況を踏まえ、関係経費の会計上の取扱いについて、その明確化を検討することとしているため、留意されたい。

(4) 取組の横展開

公営企業における抜本的な改革の検討に資するよう、毎事業年度、その取組状況について調査・公表を行っている。平成30年度においては、事業廃止106件、民営化・民間譲渡16件、広域化等47件など、各事業の特性に応じた取組が行われている。

また、先進的・優良な事例をとりまとめた「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」を毎年度更新し、公表している。昨年4月には都道府県の市区町村に対する支援の取組事例を新たに追加するなど、充実を図った上で、地方公共団体への周知を行っているところであり、各公営企業において、更なる経営改革の推進に向けて積極的に活用されたい。

3 公営企業の「見える化」の推進

(1) 公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 18 号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 19 号総務省自治財政局長通知）により、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、令和元年度までに集中的に取組を推進するよう要請してきたところである。これにより、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村については取組に大幅な進捗が見られる一方、人口 3 万人未満の市区町村については団体によって取組の進捗に差異が見られるなど、一層の取組が求められる状況にある。

このため、「公営企業会計の更なる適用の推進について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 9 号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 10 号総務省自治財政局長通知）により、重点事業について、人口 3 万人未満の市区町村においても令和 5 年度までに公営企業会計への移行が必要であることとしているので、各地方公共団体においては、一層の取組を推進されたい。

併せて、都道府県においては、市区町村が円滑に移行を進めることができるよう、都道府県内の市区町村が参加する連絡会議等を設置の上、個別の市区町村の取組状況を踏まえた適切な助言等について、引き続きご協力いただきたい。

総務省においても、各地方公共団体において公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、昨年 3 月に「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を改訂したほか、引き続き、4 に掲げる「公営企業経営アドバイザー派遣事業」を活用したモデル事業及び「公営企業経営支援人材ネット事業」の充実強化を図ることとしているので、積極的に活用されたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html）

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

① 公営企業会計の適用に要する経費

固定資産台帳の整備やシステム改修等、公営企業会計の適用に要する経費について、その全額を公営企業債（公営企業会計適用債）の対象とすることとしている。下水道事業及び簡易水道事業については、その元利償還金に対し、引き続き普通交付税措置を講ずることとし、その他の事業については、その元利償還金の 1/2 を一般会計からの繰出しの対象とした上で、当該繰出しに対し、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている（令和元～5 年度）。

② 都道府県が行う市区町村への支援に要する経費

連絡会議・研修会等の開催や、専門人材の活用による個別相談会の実施など、都道府県が行う市区町村への支援に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和元～5 年度）。

③ 資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事

業とで発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、適用後 3 年間の激変緩和措置を引き続き講ずることとしている。

(2) 経営比較分析表

平成 27 年度から各公営企業において作成・公表している経営比較分析表については、平成 30 年度までに水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業（自動車運送事業）、電気事業、観光施設事業（休養宿泊施設事業）、駐車場整備事業及び病院事業の 8 分野を作成・公表の対象としている。また、令和元年度から、新たに工業用水道事業を作成・公表の対象に加えることとしている。今後とも、更なる活用の推進に向けて充実を図ることとしているため、各公営企業の経営分析に当たり、積極的に活用されたい。

4 人的支援

(1) 公営企業経営アドバイザー派遣事業

平成 7 年度から実施している公営企業経営アドバイザー派遣事業については、公営企業の経営効率化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定・改定及び広域化等の検討等についての助言や、第三セクターの経営の健全化・効率化等についての助言を行うことを目的として、全額国費により実施している。令和元年度から実施している、公営企業会計の適用について人口 3 万人未満の市区町村を対象に年間を通じて複数回の派遣を行うモデル事業については、年度当初から速やかに派遣を開始できるよう、令和 2 年度予算の成立後、新規の対象団体の募集を行う予定である。

(2) 公営企業経営支援人材ネット事業

外部専門家を招へいし、指導・助言を受ける公営企業経営支援人材ネット事業については、平成 28 年度の制度創設以降、登録人材の拡大に努めている。令和 2 年度に本事業の対象となる外部専門家のリストについては、更なる活用拡大のため、都道府県及び指定都市から推薦をいただき、3 月末日までに総務省ホームページで公表することとしている。これを参照の上、経営改革の推進に向けて、積極的に活用されたい。なお、本事業に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/jinzai_net.html）

第2 各事業における課題とその対策

1 水道事業

(1) 広域化の推進

水道事業における抜本的な改革の中でも、複数の市町村が市町村の区域を越え、連携して又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進することが必要である。

このため、「水道広域化推進プラン」の策定について（平成31年1月25日付け総財第85号・生食発0125第4号総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）により、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、各都道府県において、「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定するよう要請しており、都道府県においては同プランの策定及びその取組を推進するとともに、水道事業者である市町村等においては、都道府県とともに同プランに基づく水道事業の広域化に積極的に取り組まれない。なお、「水道広域化推進プラン」の策定に向けた取組を支援するため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を発売し、策定に当たっての実務上の参考資料として、プランの全体像や標準的な記載事項等を示している。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/02zaisei06_03000052.html）

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

① 「水道広域化推進プラン」に基づく事業に要する経費

「水道広域化推進プラン」に基づく広域化に伴い必要となる施設の整備に要する経費について、地方負担額の1/2を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費に充当した一般会計出資債の元利償還金の60%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

② 「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費

都道府県が実施する広域化に係るシミュレーション経費など、「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和元～4年度）。

③ 経営統合に伴う高料金対策に係る激変緩和措置

経営統合を行った上水道事業について、統合後の上水道事業において算定した高料金対策の額が、統合前の事業における高料金対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から10年間の激変緩和措置（差額に一定率を乗じて算定。6年目以降、段階的に縮減。）を引き続き講ずることとしている。

④ 市町村の広域化の調査・検討に要する経費

水道事業の広域化に係る調査・検討に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている（第1の1(4)参照）。

(2) その他の取組の推進

水道は住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、国民生活に大きな影響を与えることから、全ての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、適切なストックマネジメントのもと着実な更新投資を進めるとともに、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI等の民間活用の取組についても積極的に検討されたい。

水道事業の経営基盤を強化するためには、ICT等の先端技術の活用による業務の効率化も重要となる。既に多くの水道事業において、浄水場等における集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されているが、水道スマートメーターによる自動検針や漏水情報の自動収集など、更なる活用を検討されたい。

上水道事業の旧簡易水道区域における施設整備の円滑な実施を図るため、国庫補助（簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業）の対象となった建設改良事業について、地方財政措置を講ずることとしている。

令和元年度末をもって、厚生労働省が定めた簡易水道事業統合の推進期間が終了することから、新たに研究会を設け、旧簡易水道区域を抱える上水道事業の経営状況を総合的に分析した上で、財政措置のあり方を含め、持続可能な経営を確保する方策について検討することとしている。

2 下水道事業

(1) 広域化・共同化の推進

スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できる広域化・共同化のうち、最も財政効果が高い類型は、管渠の接続によって処理場の統廃合を行う場合であり、市町村内の事業の接続も含め検討されたい。その際、市町村間の接続は、接続先市町村における処理場の余剰能力を活用した新たな収入確保策として有効である。

特に市町村間の広域化・共同化の推進に当たっては、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総財準第1号・29農振第1698号・29水港第2464号・国下事第56号・環循適発第1801171号総務省自治財政局準公営企業室長等通知）も踏まえ、協議が円滑に進展するよう広域行政を所管する都道府県が積極的に主導し、当事者間の調整に取り組まれない。

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

① 広域化・共同化に伴う施設整備に要する経費

広域化・共同化に伴い必要となる施設の整備に要する経費について、処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の28%～56%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

② 「広域化・共同化計画」の策定等に要する経費

都道府県が実施する「広域化・共同化計画」の策定や市町村の広域化・共同化の支援に要する経費等について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和元～4年度）。

③ 事業統合に伴う高資本費対策に係る激変緩和措置

事業統合を行った下水道事業について、統合後の下水道事業において算定した高資本費対策の額が、統合前の事業における高資本費対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から10年間の激変緩和措置（差額に一定率を乗じて算定。6年目以降、段階的に縮減。）を引き続き講ずることとしている。

④ 市町村の広域化・共同化の調査・検討に要する経費

下水道事業の広域化・共同化に係る調査・検討に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている（第1の1(4)参照）。

(2) その他の取組の推進

污水处理施設の整備に当たっては、地理的・社会的条件に応じ、各種污水处理施設の中から最適なものを選択し、計画的・効率的に整備を行う最適化が重要である。人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種污水处理施設の整備区域の適切な見直しに取り組まれない。

職員（特に技術職員）が減少する中で、将来にわたり安定的に事業を継続するには、効率的に維持管理等を行うことが必要であり、指定管理者制度や包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI、事業や団体を越えた事務委託の共同発注など、民間活用の取組についても積極的に検討されたい。また、ICTを活用した処理場の遠隔監視等について、広域化・共同化を促進する観点からも導入を検討されたい。

今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上の影響が大きくなると見込まれることから、経営戦略やストックマネジメント計画の策定を通じて計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うなど、適切なストックマネジメントのもと、施設の長寿命化や事業量の平準化に努められたい。

経営及び資産の状況を的確に把握し、持続的な経営を確保するとともに、広域化・共同化等の経営改革を推進するためにも、公営企業会計の更なる適用拡大に取り組まれない。

(3) 「下水道財政のあり方に関する研究会」

「下水道財政のあり方に関する研究会」において、下水道事業の持続的な経営の確保に向けた対応策について引き続き検討を行っているが、高資本費対策など下水道財政に影響の大きい制度について議論を行っているため、その動向を注視いただきたい。同研究会における検討内容及び中間報告書については、総務省ホームページを参照されたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/gesuidougyousei_h29/index.html）

3 病院事業

(1) 経営改革の推進

病院事業については、公立病院を経営する地方公共団体において、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総財準第59号総務省自治財政局長通知）を踏まえ策定した「新公立病院改革プラン」に基づき、地域医療構想の実現に向けた取組と整合を図りながら、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入

を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の着実な実施に取り組まれない。

また、令和2年夏頃を目処に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、各公立病院に対して、令和3年度以降の更なる改革プランの策定を要請することとしており、当該改革プランの策定に当たっては、厚生労働省が発出した「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け厚生労働省医政局長通知）を受けて各地域の地域医療構想調整会議において行われる議論等も踏まえられたい。

なお、地域の実情を踏まえた公立病院の果たすべき役割として、例えば、病院の施設・設備や人的資源の有効活用等の観点から地域において受け皿が不足している病児保育の実施に取り組むなど、地域貢献の取組についても積極的に検討するよう努められたい。

(2) 地方財政措置

再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について、引き続き地方財政措置を講ずることとしているほか、不採算医療・特殊医療等について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる不採算地区の中核的な公立病院について、その機能を維持するための繰出しに対して、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

具体的には、不採算地区に所在する100床以上500床未満の許可病床を有する公立病院であって、二次救急医療機関又は三次救急医療機関であり、かつ、へき地拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けている病院について、医師確保に要する経費や災害拠点等としての機能維持に要する経費など、中核的病院の機能を維持するために特に必要な経費に係る繰出しに対して、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

また、現行の不採算地区病院に対する特別交付税措置について、特に病床数が少ない病院を中心に措置を拡充することとしている。

これらの不採算地区の病院に対する措置については、現行の「新公立病院改革プラン」に続く令和3年度以降の更なる改革プランの策定を要件とすることとしている。

さらに、公立病院が果たしている役割を踏まえ、周産期医療、小児医療、小児救急及び救命救急センターに対する特別交付税措置を概ね2割程度拡充することとしている。

なお、上記の特別交付税措置の拡充と併せて、普通交付税の病床数に応じた措置については、必ずしも経費が病床数に比例しない実態等を踏まえ、当該普通交付税による措置を見直すとともに、これまで特別交付税により措置していた基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費及び共済追加費用の負担に要する経費を措置することとしている。この結果、病床当たりの単価は減少する見込みである。

4 その他の事業

バス事業については、リフト付き車両の導入に要する経費に係る一般会計からの繰出しに対して、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

観光施設事業及び宅地造成事業については、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総財第146号・総財準第21号総務副大臣通知）の趣旨等を踏まえ、適切に対処されたい。

第3 その他諸課題への対応

1 3か年緊急対策及び今般の豪雨災害等を踏まえた対応

水道事業、下水道事業、病院事業等について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を受けた重要インフラの機能維持への対応が求められているが、今般の豪雨災害においても、施設の停電、土砂災害、浸水等の被害が発生しており、その対策が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、水道事業については浄水場や配水場、ポンプ場、下水道事業については処理場やポンプ場における自家発電設備、土砂流入防止壁、防水扉等の整備の強化に取り組まれない。その際、水道事業については、災害対策事業の対象を拡大し、新たに土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁や津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域等における防水扉等の整備に要する経費について、地方財政措置を講ずることとしていることに留意されたい。

また、病院事業については、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）の災害拠点病院指定要件も踏まえ、特に緊急に実施すべき対策として掲げられた災害拠点病院等の耐震整備、自家発電設備の燃料確保及び給水設備の強化に取り組まれない。その際、「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成21年4月1日付け総財経第70号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）に基づき、通常の診療に必要な施設を上回る施設の整備について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていることに留意されたい。

2 会計年度任用職員制度の施行への対応

地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）の施行により、新たに会計年度任用職員制度を創設し、任用根拠の明確化・適正化を図るとともに、会計年度任用職員に対し期末手当の支給を可能とするなど、勤務条件の適正化を図ることとされている。公営企業における会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の増加による公営企業繰出金の影響額について、地方財政計画の公営企業繰出金に48億円を計上し、地方交付税措置を講ずることとしている。

3 第三セクター等の経営健全化の推進

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社をいう。以下同じ。）は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知）等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター等については、各地方公共団体において、引き続き経営健全化等に取り組まれない。

特に、財政的ナリスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26

号総務省自治財政局公営企業課長通知）により、一定の要件に該当するものについて、第三セクター等に係る経営健全化方針の策定を要請したところである。現時点では、令和元年度末までに90.4%の団体で策定済みとなる見込みであるが、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総財公第19号総務省自治財政局公営企業課長通知）を踏まえ、経営健全化方針を未策定の団体は速やかに策定いただきたい。また、策定済みの団体においては、策定した経営健全化方針に基づき一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表いただきたい。

さらに、平成30年度以降の決算で経営健全化方針の策定要件に該当した法人についても、随時、経営健全化方針の策定及び取組状況の公表に取り組まれない。

「令和2年度の地方財政対策及び地方債計画の概要（公営企業関係）」及び「令和2年度地方公営企業関係予算案主要項目」については、別添1・2のとおりであり、併せて参照されたい。

【連絡先】

（公営企業の抜本的な改革の推進、公営企業の「見える化」の推進、会計年度任用職員）
自治財政局公営企業課 窪西事務官 電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640

（経営戦略の策定・改定の推進、第三セクター等の経営健全化の推進）
自治財政局公営企業課 小幡係長 電話：03-5253-5635 FAX：03-5253-5640

（公営企業会計の適用拡大、人的支援）
自治財政局公営企業課 田部井係長 電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640

（水道事業）
自治財政局公営企業経営室 山本係長 電話：03-5253-5638 FAX：03-5253-5640

（交通事業）
自治財政局公営企業経営室 仲田事務官 電話：03-5253-5639 FAX：03-5253-5640

（下水道事業）
自治財政局準公営企業室 佐藤弘和係長 電話：03-5253-5643 FAX：03-5253-5640

（病院事業）
自治財政局準公営企業室 佐藤弘康係長 電話：03-5253-5642 FAX：03-5253-5640

（観光施設事業、宅地造成事業）
自治財政局準公営企業室 高野係長 電話：03-5253-5643 FAX：03-5253-5640

別添 1

令和2年度の地方財政対策及び地方債計画の概要
(公営企業関係)

1. 通常収支分

(1) 地方財政対策(公営企業繰出金)

2兆5,000億円程度(前年度約1.8%減)

○主な事業

上水道事業 1,100億円程度(前年度約7.1%減)

病院事業 7,600億円程度(前年度約0.8%増)

下水道事業 1兆4,300億円程度(前年度約2.9%減)

(2) 地方債計画(公営企業分) 2兆5,418億円(前年度1.8%減)

2. 東日本大震災分

(1) 地方財政対策(公営企業繰出金)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、
所要の事業費及び財源を確保

(2) 地方債計画(公営企業分)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、
所要の事業費及び財源を確保

2億円(前年度60.0%減)

令和2年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円、%)

項 目	令和2年度 計画額(A)	令和元年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一 般 会 計 債				
1 公 共 事 業 等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,124	1,149	△ 25	△ 2.2
4 災 害 復 旧 事 業	1,155	965	190	19.7
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,223	1,256	△ 33	△ 2.6
(2) 社 会 福 祉 施 設	373	383	△ 10	△ 2.6
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	639	656	△ 17	△ 2.6
(4) 一 般 補 助 施 設 等	552	567	△ 15	△ 2.6
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	540	540	0	0.0
6 一 般 単 独 事 業	26,808	25,418	1,390	5.5
(1) 一 般	2,606	2,116	490	23.2
(2) 地 域 活 性 化	690	690	0	0.0
(3) 防 災 対 策	871	871	0	0.0
(4) 地 方 道 路 等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧 合 併 特 例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	3,000	3,000	0	0.0
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	900	-	900	皆増
7 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5,210	5,210	0	0.0
(1) 辺 地 対 策	510	510	0	0.0
(2) 過 疎 対 策	4,700	4,700	0	0.0
8 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	345	0	0.0
9 行 政 改 革 推 進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	59,742	60,000	△ 258	△ 0.4
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	5,571	5,946	△ 375	△ 6.3
2 工 業 用 水 道 事 業	338	307	31	10.1
3 交 通 事 業	1,562	1,420	142	10.0
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	260	262	△ 2	△ 0.8
5 港 湾 整 備 事 業	555	569	△ 14	△ 2.5
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	3,599	4,005	△ 406	△ 10.1
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	343	362	△ 19	△ 5.2
8 地 域 開 発 事 業	708	912	△ 204	△ 22.4
9 下 水 道 事 業	12,384	12,779	△ 395	△ 3.1
10 観 光 そ の 他 事 業	100	154	△ 54	△ 35.1
計	25,420	26,716	△ 1,296	△ 4.9
合 計	85,162	86,716	△ 1,554	△ 1.8

(単位：億円、%)

項 目	令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債	31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(249)	(286)	(△ 37)	(△ 12.9)
総 計	(249) 117,360	(286) 120,084	(△ 37) △ 2,725	(△ 12.9) △ 2.3
内 普 通 会 計 分	92,798	94,294	△ 1,497	△ 1.6
訳 公 営 企 業 会 計 等 分	24,562	25,790	△ 1,228	△ 4.8
資 金 区 分				
公 的 資 金	47,571	47,920	△ 349	△ 0.7
財 政 融 資 資 金	29,346	29,527	△ 181	△ 0.6
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	18,225	18,393	△ 168	△ 0.9
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(249)	(286)	(△ 37)	(△ 12.9)
民 間 等 資 金	69,789	72,164	△ 2,376	△ 3.3
市 場 公 募	38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀 行 等 引 受	31,289	32,764	△ 1,475	△ 4.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和2年度地方公営企業関係予算案主要項目

別添2

(通常収支分)

第1 総務省分

(単位:百万円)

項 目	令和2年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 地方公営企業の助言等及び調査研究に要する経費	9	8	1	地方公営企業等の健全で安定した経営を行うために要する経費(主な経費)地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業
2 地方公営企業制度の改革の推進等に要する経費	6	6	0	地方公営企業制度の改革を推進するために要する経費(主な経費)検討会、研究会等の運営
3 地方公営企業経営戦略等に係る支援及び先進事例の調査・検証に要する経費	8	8	0	地方公営企業における経営戦略の策定等を支援するとともに、経営戦略の策定等に資する先進事例の調査・検証を行うために要する経費
4 地方財政決算情報管理システムの運営に要する経費	238	251	△ 13	地方財政決算情報管理システム(決算統計システム)の運営・保守及びシステム改修に要する経費
5 水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、病院事業及び下水道事業の経営管理等に要する経費	3	3	0	各事業の経営分析や経営指標を取りまとめ、経営指標の公表を行うために要する経費
合 計	264	276	△ 12	

第2 他省庁分

(単位:百万円)

項 目	令和2年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係	60,871	65,304	△ 4,433	
(1) 水道水源開発等施設整備費補助	12,877	18,416	△ 5,539	厚生労働省所管 水道水源開発施設 1/2・1/3 高度浄水施設等 1/3・1/4 国土交通省所管 (水資源機構分) 水道水源開発施設 1/2・1/3 (北海道分) 水道水源開発等施設 1/2・1/3・1/4 内閣府(沖縄)所管 上水道施設 1/2
(2) 簡易水道等施設整備費補助	5,872	3,332	2,540	厚生労働省所管 国土交通省所管 (離島・奄美分) 簡易水道等施設 1/2 (北海道分) 簡易水道等施設 4/10・1/3・1/4 内閣府(沖縄)所管 簡易水道施設 2/3
(3) 水道施設災害復旧事業費補助	356	356	0	厚生労働省所管
(4) 生活基盤施設耐震化等交付金	41,766	43,200	△ 1,434	厚生労働省所管 水道施設耐震化 1/2・4/10・1/3・1/4 水道事業運営基盤強化 1/3・1/4

項 目	令和2年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
2 工業用水道事業関係	3,191	3,207	△ 16	
(1) 工業用水道事業費補助	2,995	2,985	10	経済産業省所管 工業用水道事業費補助(※)
(2) 水資源機構構事業費補助	168	178	△ 10	国土交通省所管 工業用水道事業費補助(※) 上記(※)の最大補助率 ① 四大工業地帯 0% ② その他 30% なお、地盤沈下対策事業は、②の補助率に10%加算。①については30%加算。 経済産業省所管及び国土交通省所管に係る改築分は、改良事業採択年度における補助率×3/4。ただし、四大工業地帯の基盤整備については15%。
(3) 沖縄振興交付金事業推進費	28	44	△ 16	内閣府所管 最大交付率 100% 改築分は、改良事業採択年度における交付率×3/4。
3 交通事業関係	31,224	31,931	△ 707	
(1) 地下高速鉄道整備事業費補助	6,607	6,042	565	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】35%
(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金	20,199	21,760	△ 1,561	国土交通省所管 (公営企業分は内数)
(3) 自動車環境総合改善対策費補助金(旧:低公害車普及促進対策費補助金)	387	298	89	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】1/3
(4) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	4,031	3,831	200	観光庁所管 (公営企業分は内数) 【補助率】1/3
4 エネルギー事業関係	2,741	4,446	△ 1,705	
(1) 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	2,741	4,446	△ 1,705	経済産業省所管(公営企業分は内数) 自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進(実施期間:平成28年度から32年度) 補助率:定額、1/3、1/2、2/3

項 目	令和2年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
5 病院事業関係	124,138	105,026	19,112	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
(1) 施設・設備分	10,424	7,162	3,262	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
① 医療施設等施設整備費補助金 (有床診療所等スプリンクラー等 施設整備事業除く。)	2,759	417	2,342	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地診療所施設整備事業 1/2 イ 過疎地域等特定診療所施設整備事業 1/2 ウ へき地保健指導所施設整備事業 1/2・1/3 エ へき地医療拠点病院群施設整備事業 1/2 オ 離島等患者宿泊施設施設整備事業 1/3 カ 産科医療機関施設整備 1/3 2) プライマリケア ア 研修医のための研修施設 1/2 イ 臨床研修病院 1/2 ウ 医師臨床研修病院研修医環境整備 1/3 3) その他 ア 死亡画像診断システム等施設 1/2 イ 南海トラフ地震に係る津波避難対策 緊急事業 ウ 院内感染対策施設整備事業 1/3 ※内閣府所管(沖縄分)についてはH24から沖縄振興公共投資 交付金として、一括交付金化
② 医療施設等設備整備費補助金 (有床診療所等スプリンクラー等 施設整備事業分)	5,196	5,196	0	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 補助率定額
③ 医療施設等設備整備費補助金	2,469	1,549	920	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地医療拠点病院 1/2 イ へき地診療所 1/2・3/4 ウ へき地患者輸送車(艇) 1/2 エ へき地巡回診療車(船) 1/2 オ 離島歯科巡回診療用設備 1/2 カ 過疎地域等特定診療所 1/2 キ へき地保健指導所 1/2・1/3 ク へき地・離島診療所支援システム設備 1/2 ケ 離島等患者宿泊施設設備整備 1/3 コ 産科医療機関設備整備 1/2 2) 公的医療施設 ア 沖縄医療施設 3/4 イ 奄美群島医療施設 1/2 3) その他 ア 遠隔医療設備 1/2 イ 臨床研修病院支援システム設備 1/2 ウ 死亡画像診断システム等整備 1/2
(2) 運営費等分	34,137	28,954	5,183	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
① 医療施設運営費等補助金	10,975	5,912	5,063	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
うちへき地保健医療対策費	2,572	2,572	0	へき地医療支援機構 1/2 259 へき地医療拠点病院群 1/2 515 へき地診療所 1/3・3/4・2/3 857 へき地巡回診療車(船・航空機) 1/2 341 へき地患者輸送車(艇・航空機) 1/2 229 へき地診療所医師派遣強化事業 1/2 27 産科医療機関確保事業 1/2 312 その他 1/2 32
② 医療提供体制推進事業補助金	23,162	23,042	120	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 補助率 1/3、1/2、定額
(3) 医療提供体制の改革のための 新たな財政支援制度	79,577	68,910	10,667	厚生労働省所管(公営企業分は内数)

項 目	令和2年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
6 介護サービス施設整備事業関係	51,664	53,139	△ 1,475	(公営企業分は内数)
(1) 地域密着型サービスの施設整備等	46,703	46,703	0	厚生労働省(公営企業分は内数)
(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整 備交付金	4,961	6,436	△ 1,475	厚生労働省(公営企業分は内数) 補助率 1/2、定額
7 市場事業・と畜場事業関係	28,044	30,406	△ 2,362	(公営企業分は内数)
(1) 強い農業・担い手づくり総合支援 交付金	23,020	23,024	△ 4	農林水産省所管(公営企業分は内数) 補助率 4/10・1/3以内
(2) 浜の活力再生・成長促進交付金	2,004	5,365	△ 3,361	水産庁所管(公営企業分は内数) 補助率 1/3・4/10・1/2・5.5/10・2/3以内
(3) 消費・安全対策交付金	3,020	2,017	1,003	農林水産省所管(公営企業分は内数) 補助率 10/10・9/10以内・1/2以内
8 下水道事業関係	2,028,254	2,404,963	△ 376,709	(公営企業分は内数)
(1) 沖縄振興公共投資交付金	49,183	53,217	△ 4,034	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(2) 地方創生整備推進交付金	39,777	39,741	36	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設
(3) 社会資本整備総合交付金	762,652	871,341	△ 108,689	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(4) 防災・安全社会資本整備交付金	1,038,804	1,317,318	△ 278,514	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(5) 下水道事業費補助金	1,465	1,219	246	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(6) 下水道防災事業費補助金	24,447	10,408	14,039	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(7) 循環型社会形成推進交付金 (浄化槽分)	10,196	9,978	218	環境省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・特定地域生活排水処理施設
(8) 農山漁村地域整備交付金	98,475	97,714	761	農林水産省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・集落排水施設
(9) 農山漁村振興整備交付金	3,255	4,027	△ 772	農林水産省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・簡易排水施設

(東日本大震災分)

項 目	令和2年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係	8,099	8,996	△ 897	
東日本大震災復旧・復興水道施設災害 復旧事業費補助	8,099	8,996	△ 897	厚生労働省所管(復興計上分)

項 目	令和2年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
2 エネルギー事業関係 被災都市ガス導管移設復旧支援事業費 補助金	40 40	95 95	△ 55 △ 55	経済産業省所管(復興庁計上分) 震災や津波により、甚大な被害が生じた地域において道路の高 上げ等に伴うガス導管の再敷設が困難な都市ガス事業者に対す る支援を行う。 補助率 2/3(公営企業分)
3 市場事業・と畜場事業関係	12,337	58,343	△ 46,006	(公営企業分は内数)
(1) 東日本大震災復興交付金	11,275	57,346	△ 46,071	復興庁所管(公営企業分は内数)
(2) 水産業共同利用施設復旧整備費補助金	1,062	997	65	水産庁所管(公営企業分は内数) 補助率 2/3・1/2以内
4 下水道事業関係	131,057	179,901	△ 48,844	(公営企業分は内数)
(1) 東日本大震災復興交付金	11,275	57,346	△ 46,071	復興庁所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設 ・簡易排水施設
(2) 社会資本整備総合交付金	119,782	122,555	△ 2,773	復興庁所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
5 介護サービス施設整備事業関係	410	-	410	
社会福祉施設等災害復旧費補助金	410	-	410	厚生労働省所管(復興庁計上分、公営企業分は内数)

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念



さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性 (※1)

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

水道・下水道など公営企業を取り巻く経営環境の変化

今後予想される経営環境の変化

急速な人口減少と人口の低密度化

インフラ資産の大規模な更新時期の到来

水道・下水道事業の将来需要の大幅な減少

水道・下水道事業の料金収入の大幅な減少のおそれ

専門人材の確保が困難に

着実な更新のための投資額の増大



ハード・ソフトとも将来需要に基づく供給体制の適正規模化の要請

管路等については更新需要の平準化と着実な更新、
浄水場等の施設についてはダウンサイジングや広域化

- 水道・下水道事業の経営環境はさらに厳しさを増していくことが予想される。
- とくに、現時点でも経営条件の厳しい人口が低密度の地域等においては、更なる低密度化により、料金回収率の低下等さらなる経営悪化のおそれ

これまでの延長線上での対策では、
経営が成り立たなくなる可能性が高い。

鍵となるのは、

- ❑ 安全かつ安心かつ持続可能な事業の維持更新のための「賢い」投資
- ❑ 広域化、民間活用等を含めた「抜本的な改革」
- ❑ 水道・下水道事業以外の民間代替性の高い公営企業は、事業そのものの意義を検証した上で、事業廃止、民営化・民間譲渡等を含めた「抜本的な改革」

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

(公営企業・第三セクター等の経営抜本改革)

公営企業会計の人口3万人未満の団体における更なる適用拡大により、資産を含む経営状況の比較可能な形での把握を一層促すとともに、経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、改革工程表に沿って、収入・支出や、管理者の情報の見える化を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用などの抜本的な改革等を加速する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促すとともに、廃止・民営化等の検討にも資するよう、経営比較分析表の充実と一覧して容易に比較できる形での公表を検討する。下水道・簡易水道については、新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用を一層促進するほか、その他の事業についても公営企業会計にできる限り移行するよう検討を促す。これらの取組の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する。財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方自治体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進し、2020年度から取組状況を把握・公表する。

水道・下水道について、持続的経営を確保するため、関係府省庁が連携し、各都道府県において広域化等を推進するための計画の策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化などの取組を推進していく。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、2020年度までの集中的な改革の推進に当たり再編・ネットワーク化等に引き続き取り組むとともに、経営改革の進捗状況を定量的に把握し、必要な取組を検討する。

公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○令和2年度までに策定率100%とすることを要請。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

投資試算

- 長期の人口減少推計を踏まえた将来の需要予測等に基づく合理的な投資額の設定
- 長寿命化等による平準化等

財源試算

- 料金、企業債、一般会計繰出金等の水準の見直し 等

計画期間内の
収支均衡

収支ギャップが生じた場合には
その解消を図る

- ・広域化等
- ・指定管理者制度、包括的民間委託 等
- ・PPP/PFI等

組織、人材、定員、給与の適正化

その他の経営基盤強化の取組 (ICT活用等)

PDCAサイクル

- ◆ 毎年度、進捗管理
- ◆ 計画と実績の乖離の検証
- ◆ 3～5年ごとの見直し

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定の推進

- 「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表(平成28年1月)、改訂(平成29年3月)
- ⇒ 「**経営戦略策定ガイドライン**」を再改訂し、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「**経営戦略策定・改定マニュアル**」を作成(平成31年3月)
- 毎年度、経営戦略の**策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表**
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業
 - ・下水道事業の高資本費対策

- 経営戦略の策定・改定に要する経費に対する**特別交付税措置**(令和2年度まで)

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道・下水道における広域化等の調査・検討に要する経費 等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出し
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置(特別交付税の算定における対象経費の上限額は1,000万円)
- ・水道・下水道における広域化等の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援

経営戦略の策定状況

経営戦略策定状況の「見える化」

経営戦略の策定状況

- **令和2年度までの策定を要請**（平成28年1月）。
- 平成31年3月31日時点の**策定率は57.4%**。**令和2年度までには、既に策定済みの事業を含め、95.3%が策定予定。**
- 一方、**策定予定年度未定の事業が4.7%**あるため、令和2年度までに一層の策定推進が必要。

公営企業経営戦略の策定状況（平成31年3月31日）

（単位：事業）

	①策定済 事業数(構成比)	②要請期間内に策定予定		小計 (①+②) 事業数(構成比)	③策定予定年度 未定 事業数(構成比)	合計 事業数(構成比)
		うち令和元年度に 策定予定 事業数(構成比)	令和2年度に 策定予定 事業数(構成比)			
水道	1,084 (59.3%)	344 (18.8%)	358 (19.6%)	1,786 (97.6%)	43 (2.4%)	1,829 (100.0%)
うち上水道	813 (61.5%)	266 (20.1%)	227 (17.2%)	1,306 (98.9%)	15 (1.1%)	1,321 (100.0%)
うち簡易水道	271 (53.3%)	78 (15.4%)	131 (25.8%)	480 (94.5%)	28 (5.5%)	508 (100.0%)
工業用水道	75 (50.3%)	15 (10.1%)	54 (36.2%)	144 (96.6%)	5 (3.4%)	149 (100.0%)
交通	25 (30.5%)	17 (20.7%)	39 (47.6%)	81 (98.8%)	1 (1.2%)	82 (100.0%)
電気	31 (33.7%)	12 (13.0%)	39 (42.4%)	82 (89.1%)	10 (10.9%)	92 (100.0%)
ガス	14 (60.9%)	4 (17.4%)	5 (21.7%)	23 (100.0%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)
港湾整備	6 (6.5%)	9 (9.8%)	70 (76.1%)	85 (92.4%)	7 (7.6%)	92 (100.0%)
市場	8 (5.4%)	17 (11.6%)	100 (68.0%)	125 (85.0%)	22 (15.0%)	147 (100.0%)
と畜場	2 (4.3%)	1 (2.2%)	34 (73.9%)	37 (80.4%)	9 (19.6%)	46 (100.0%)
観光施設	28 (12.7%)	29 (13.1%)	121 (54.8%)	178 (80.5%)	43 (19.5%)	221 (100.0%)
宅地造成	22 (8.3%)	26 (9.8%)	155 (58.3%)	203 (76.3%)	63 (23.7%)	266 (100.0%)
駐車場	13 (7.5%)	22 (12.6%)	117 (67.2%)	152 (87.4%)	22 (12.6%)	174 (100.0%)
下水道	2,525 (70.9%)	300 (8.4%)	648 (18.2%)	3,473 (97.5%)	88 (2.5%)	3,561 (100.0%)
合計	3,833 (57.4%)	796 (11.9%)	1,740 (26.0%)	6,369 (95.3%)	313 (4.7%)	6,682 (100.0%)

※地方債の償還のみの事業、廃止（予定）事業を含む合計は7,091事業。

経営戦略の改定状況

- 過去に改定実績のある事業が157（4.1%）、今後改定を予定している事業が2,015（52.0%）、改定予定未定は1,702（43.9%）。

策定状況の「見える化」

- 平成31年3月31日時点での**全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済**（令和元年10月）。
- 今後、毎年度調査を実施し、**策定状況の「見える化」を推進**する。

公表例（埼玉県内の公営企業を抜粋）

都道府県	団体名	事業名	事業詳細	経営戦略の策定状況					
				①策定済	②取組中	③未着手	④又は⑤の場合(策定予定年度)		
				R元	R2	未定			
埼玉県	埼玉県	水道事業	上水道(用水供給)	○			-	-	-
埼玉県	埼玉県	工業用水道事業	工業用水道	○			-	-	-
埼玉県	埼玉県	下水道事業	流域下水道	○			-	-	-
埼玉県	埼玉県	宅地造成事業	その他造成	○			-	-	-
埼玉県	さいたま市	水道事業	上水道(末端給水)	○			-	-	-
埼玉県	さいたま市	下水道事業	公共下水道	○			-	-	-
埼玉県	さいたま市	市場事業	市場			○			○
埼玉県	さいたま市	と畜場事業	と畜場			○			○
埼玉県	さいたま市	宅地造成事業	その他造成				-	-	-
埼玉県	川越市	水道事業	上水道(末端給水)		○		○		
埼玉県	川越市	下水道事業	公共下水道		○		○		
埼玉県	川越市	下水道事業	農業集落排水施設		○				○
埼玉県	川越市	駐車場整備事業	駐車場整備		○				○

※網掛けは、地方債の償還のみの事業や、廃止（予定）事業など。

経営戦略の策定・改定の推進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、「**策定・改定ガイドライン**」や「**策定・改定マニュアル**」のほか、**策定・改定に要する経費に対する地方財政措置や、人的支援制度の活用を促し**、策定・改定を推進する。

公営企業の抜本的な改革の取組状況について（平成30年度実績）

- 各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
 ○平成30年度において、事業廃止106件、包括的民間委託51件、広域化等47件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP・PFI	
106 件		16 件		2 件		47 件		13 件		51 件		9 件	
県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村
7件	99件	3件	13件	1件	1件	6件	41件	3件	10件	1件	50件	3件	6件
水道	17	水道	0	水道	0	水道	4	水道	0	水道	18	水道	2
工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	4	交通	4	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	2	電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	5	病院	2	病院	2	病院	6	病院	3	病院	0	病院	0
下水道	15	下水道	1			下水道	26	下水道	0	下水道	30	下水道	7
簡易水道	10	簡易水道	0			簡易水道	10	簡易水道	0	簡易水道	3	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	1	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	1	市場	1			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	1	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	19	宅地造成	0			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	7	駐車場	1			駐車場	0	駐車場	5	駐車場	0	駐車場	0
観光	9	観光	2			観光	0	観光	1	観光	0	観光	0
介護サービス	14	介護サービス	4			介護サービス	0	介護サービス	2	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	1	その他	0			その他	0	その他	0	その他	0	その他	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念。

(※3) 1つの事業で複数の取組を実施した場合、それぞれの類型に計上している。また、広域化等若しくは民営化・民間譲渡に伴い事業廃止がなされる場合は、事業廃止の類型にも計上している。

(※4) 合計244件について、事業数ベースでは205事業。

(※5) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合を含める。

合計

244件

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集の掲載事例数

平成31年4月時点

事業名／類型	事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用					その他	計	
				PPP・PFI	包括的民間委託	指定管理者制度	地方独立行政法人	その他			
水道事業			27	25	13	10	2			35	87(83)
下水道事業			20	37	16	14	2		5	18	75(63)
病院事業			24	22	1		6	11	4	6	52(49)
交通事業	1	6		2					2	7	16(16)
電気事業		1								4	5(5)
ガス事業		1		1		1				1	3(3)
港湾整備事業	1	1		1			1				3(3)
観光施設事業	1	4		2			1		1		7(6)
駐車場整備事業	2	1		3	1		2				6(6)
市場事業		4	1	1	1						6(6)
と畜場事業	1	1		2			2				4(4)
宅地造成事業										1	1(1)
計	6	19	72	96	32	25	16	11	12	72	265(245)

※1 ()内は実数。

※2 病院事業における「広域化等」は、「再編・ネットワーク化」、「民間活用」は、「経営形態の見直し」に係る事例の事業数である。

「抜本的な改革」の必要性と検討プロセス

抜本的な改革の必要性

現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改正による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

3つの観点から
4つの方向性を
基本として
抜本的な改革
を検討

事業廃止

民営化・
民間譲渡

広域化等
(※2)

民間活用

○ 公営企業の抜本的な改革の方向性等については、総務省が平成28年度に設置した「公営企業の経営のあり方に関する研究会」において検討を行い、平成29年3月に報告書を取りまとめている。

○ 同報告書については総務省HPIにおいて公表しているため、各公営企業におかれては検討に当たって御参照されたい。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koeikigyou/index.html

「抜本的な改革」における事業別の留意事項

水道・下水道事業

- 人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、**広域化等及び更なる民間活用を検討。**

水道事業における広域化等の留意点

- ・ 地域の実情に応じて、事業統合、施設の共同設置、管理の一体化など適切な広域化等の形を選択することが望ましいが、最大の改革の効果が期待できる事業統合を視野に入れて広域化等を検討すべき。
- ・ 多様な形態の中から「できることから」広域化等を進めるアプローチも重要。
- ・ 都道府県は、特に、更新需要、給水原価等に関して、市町村間で比較・共有可能なシミュレーション分析が行われるよう、主導的な役割を果たすべき。

下水道事業における広域化等の留意点

- ・ 汚水処理施設の統廃合、污泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化の4類型を基本として広域化等を検討すべき。
- ・ 市町村内において施設の統廃合を進めるのみならず、市町村域を越えた広域化等(流域下水道との連携を含む)についても検討を行うことが重要。
- ・ 都道府県構想の見直し等を通じ、都道府県は主導的な役割を果たすべき。

水道・下水道事業における民間活用の留意点

- ・ 民間活用は、コストダウンだけでなく、民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。
- ・ 指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。
- ・ 広域化等とあわせた民間活用について検討すべき。
- ・ 都道府県は、民間活用の推進に当たって積極的に関与する役割が期待。

交通(バス)・電気・観光施設(休養宿泊施設)・駐車場整備事業

- 事業分野全体の中で民間事業者の構成割合が大きい4事業を深掘りし、**事業廃止及び民営化・民間譲渡を含む抜本的な改革を検討。**バス事業については、民営化・民間譲渡や事業廃止(及びコミュニティバス等の導入)を検討。
- 4事業について民間事業者の視点も念頭においた**経営指標を新たに設定した「経営比較分析表」を作成・公表**(※)。

経営指標案(抜粋)(各事業10~14の経営指標を設定)

◇共通事項	・経常収支比率 ・有形固定資産減価償却率 など					
◇バス事業	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>・営業収支比率 ・利用者1回当たり運行経費 ・走行キロ当たりの運送原価 ・乗車効率 など</td> <td>◇電気事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・営業収支比率 ・設備利用率 ・修繕費比率 ・FIT収入割合 など</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	・営業収支比率 ・利用者1回当たり運行経費 ・走行キロ当たりの運送原価 ・乗車効率 など	◇電気事業		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>・営業収支比率 ・設備利用率 ・修繕費比率 ・FIT収入割合 など</td> </tr> </tbody> </table>	・営業収支比率 ・設備利用率 ・修繕費比率 ・FIT収入割合 など
・営業収支比率 ・利用者1回当たり運行経費 ・走行キロ当たりの運送原価 ・乗車効率 など	◇電気事業					
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>・営業収支比率 ・設備利用率 ・修繕費比率 ・FIT収入割合 など</td> </tr> </tbody> </table>	・営業収支比率 ・設備利用率 ・修繕費比率 ・FIT収入割合 など				
・営業収支比率 ・設備利用率 ・修繕費比率 ・FIT収入割合 など						
◇観光施設事業(休養宿泊施設)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>・EBITDA(減価償却前営業利益) ・施設の資産価値 ・設備投資見込額(10年間) ・定員稼働率(1日当たり利用率) など</td> <td>◇駐車場整備事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・EBITDA(減価償却前営業利益) ・敷地の地価 ・設備投資見込額(10年間) ・稼働率(1日当たり利用率) など</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	・EBITDA(減価償却前営業利益) ・施設の資産価値 ・設備投資見込額(10年間) ・定員稼働率(1日当たり利用率) など	◇駐車場整備事業		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>・EBITDA(減価償却前営業利益) ・敷地の地価 ・設備投資見込額(10年間) ・稼働率(1日当たり利用率) など</td> </tr> </tbody> </table>	・EBITDA(減価償却前営業利益) ・敷地の地価 ・設備投資見込額(10年間) ・稼働率(1日当たり利用率) など
・EBITDA(減価償却前営業利益) ・施設の資産価値 ・設備投資見込額(10年間) ・定員稼働率(1日当たり利用率) など	◇駐車場整備事業					
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>・EBITDA(減価償却前営業利益) ・敷地の地価 ・設備投資見込額(10年間) ・稼働率(1日当たり利用率) など</td> </tr> </tbody> </table>	・EBITDA(減価償却前営業利益) ・敷地の地価 ・設備投資見込額(10年間) ・稼働率(1日当たり利用率) など				
・EBITDA(減価償却前営業利益) ・敷地の地価 ・設備投資見込額(10年間) ・稼働率(1日当たり利用率) など						

その他の事業

- 工業用水道、交通(地下鉄、路面電車、船舶)、ガス、港湾整備、市場、と畜場、宅地造成の各事業は、事業ごとの特性に応じ、抜本的な改革を検討(地域振興施策など一般行政施策との連携にも留意)。

(※) 平成28年2月より水道・下水道事業の「経営比較分析表」の作成・公表が開始され、平成29年9月に交通(バス)・電気事業、平成30年4月に観光施設(休養宿泊施設)・駐車場整備事業に公表範囲を拡大。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)概要

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

改定版概要

PPP/PFI推進のための施策

コンセッション事業の推進

- コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定
- 独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進

公的不動産における官民連携の推進

- 地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進
 - ・公園や遊休文教施設等の利活用推進
 - ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備
 - ・特に市場性の低い地域での優良事例の成功要素抽出・横展開

その他

- キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対しての導入支援/検討
- コンセッション事業を含むPFI事業の課題を整理し、制度的対応の必要性を検討

実効性のあるPPP/PFI導入検討の推進

- 公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施
 - ・地域の実情や運用状況、先事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、分かりやすい情報の横展開
 - ・交付金事業等について、PPP/PFIの導入検討を一部要件化(公営住宅、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、浄化槽)
 - ・PPP/PFIの裾野拡大に向けて、地方公共団体の先導的な取組に対する地方創生推進交付金による支援やPPP/PFI導入に関する簡易検討マニュアルの周知等により地方公共団体の負担軽減を図る

地域のPPP/PFI力の強化

- インフラ分野での活用の裾野拡大
- 地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激
 - ・官民対話の普及推進(民間提案の積極的活用等)
 - ・地域企業の事業力強化
 - ・PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度などを活用し、支援を強化
- 情報提供等の地方公共団体に対する支援
 - ・ワンストップ窓口制度、助言制度等の運用による支援強化
 - ・期間満了案件の検証
- PFI推進機構の資金供給機能、案件形成のためのコンサルティング機能や地域再生法の特例の積極的な活用

コンセッション事業等の重点分野

クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～令和元年度】、MICE施設【6件：～令和元年度】、**公営水力発電【3件：～令和2年度】、工業用水道【3件：～令和2年度】**、空港(6件)、水道(6件)、下水道(6件)、道路(1件)、文教施設(3件)、公営住宅(6件)の6分野については、集中強化期間中の数値目標は達成。今後も引き続き重点分野とし、コンセッション事業の導入促進等を図る。

事業規模目標

21兆円(平成25～令和4年度の10年間)
 (コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、
 公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円)

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは: 住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進

➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に

➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進

➤ 企業間での経営状況の比較

➤ 分かりやすい財務情報に基づく
住民や議会によるガバナンスの向上

➤ 職員の経営マインドの育成

公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請

H27

H28

H29

H30

R元

R2

R3

R4

R5

R6

<集中取組期間>

<拡大集中取組期間>

○ 簡易水道・下水道(公共・流域)
<人口3万人以上>

移行

(移行完了)

新ロードマップ

○ 簡易水道・下水道(公共)
<人口3万人未満>

できる限り移行

移行

※ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでない

○ 下水道(集排・浄化槽)

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

○ その他の事業

(介護サービス、宅地造成、
駐車場整備、市場、
観光施設、港湾整備 など)

公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計への移行が求められる。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討

ロードマップ

取組の推進に
向けて

新たなロードマップに基づき取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアルの改訂、外部専門家派遣による人的支援(小規模団体に係るモデル事業を含む。)、都道府県による支援体制の充実等の取組を実施。

公営企業会計適用の取組状況(H31.4.1時点)

- 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済及び適用取組中」の団体の割合は、簡易水道事業で97.7%、公共下水道事業及び流域下水道事業で99.5%、その他の下水道事業で73.3%となっている。
- 人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済及び適用取組中」の団体の割合は、簡易水道事業で45.9%、下水道事業で34.5%となっている。

○簡易水道事業※1

	人口3万人以上				人口3万人未満				全団体			
	H31.4.1時点		H30.4.1時点		H31.4.1時点		H30.4.1時点		H31.4.1時点		H30.4.1時点	
① 適用済及び適用取組中	302	(97.7%)	298	(95.8%)	268	(45.9%)	251	(43.0%)	570	(63.8%)	549	(61.3%)
② 検 討 中	7	(2.3%)	13	(4.2%)	208	(35.6%)	135	(23.1%)	215	(24.1%)	148	(16.5%)
③ 検 討 未 着 手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	108	(18.5%)	198	(33.9%)	108	(12.1%)	198	(22.1%)
合 計	309	(100%)	311	(100%)	584	(100%)	584	(100%)	893	(100%)	895	(100%)

○下水道事業※2

	人口3万人以上					人口3万人未満				全団体				
	公共下水道事業及び流域下水道事業		その他の下水道事業			H31.4.1時点		H30.4.1時点		H31.4.1時点		H30.4.1時点		
	H31.4.1時点		H31.4.1時点											
① 適用済及び適用取組中	811	(99.5%)	809	(99.3%)	355	(73.3%)	280	(34.5%)	225	(27.6%)	1,092	(66.6%)	1,035	(63.0%)
② 検 討 中	4	(0.5%)	6	(0.7%)	76	(15.7%)	410	(50.5%)	308	(37.7%)	418	(25.5%)	316	(19.2%)
③ 検 討 未 着 手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	53	(11.0%)	122	(15.0%)	283	(34.7%)	130	(7.9%)	291	(17.7%)
合 計	815	(100%)	815	(100%)	484	(100%)	812	(100%)	816	(100%)	1,640	(100%)	1,642	(100%)

(※1)簡易水道事業については、上水道事業への統合に伴う公営企業会計適用の取組も集計している。

(※2)下水道事業は、公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. マニュアル等の作成

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表（H31年3月）。
- 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

2. 人的支援制度

- 市町村に対する専門人材の派遣等により、公営企業会計の適用に係る個別具体的な助言を実施。
- 派遣制度の量的・質的な拡充を図るとともに、専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を実施。

3. 都道府県による市町村の支援

- 都道府県による市町村を対象とした公営企業会計の適用推進のための研修等のほか、都道府県と市町村が参加する体制を構築したうえで、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。
- 都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置。

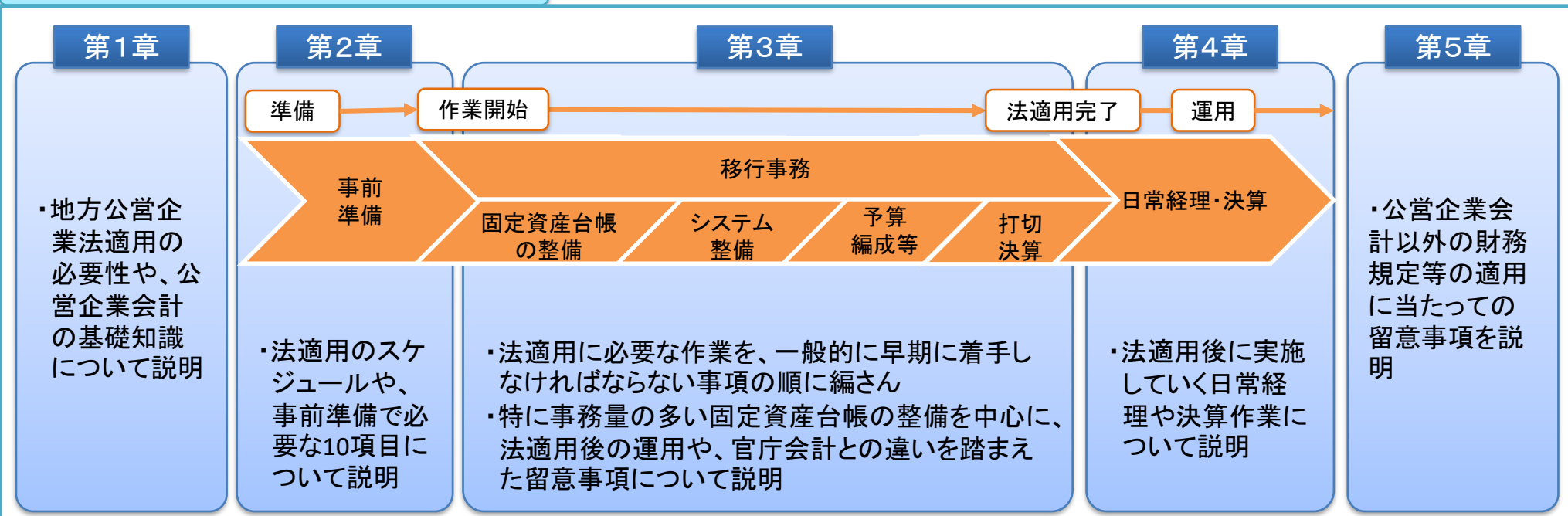
4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費に充当するための公営企業債（公営企業会計適用債）を措置し、その元利償還金に対して交付税措置。

地方公営企業法の適用に関するマニュアル(平成31年3月改訂版)について

- 公営企業会計の適用に当たって必要となる事務を時系列順に明確化するとともに、事例集や質疑応答集を充実させることで、十分な知見を有していない団体の円滑な取組に資するよう配慮

第1編 地方公営企業法適用の手引



第2編 参考資料

公営企業会計の適用の更なる推進を要請した通知のほか、公営企業会計の適用にあたって必要となる予算・決算の様式や勘定科目(例)を記載

第3編 先行事例集

小規模団体及び、簡易水道・下水道事業以外の事業の参考となるよう、平成27年1月に公表した先行事例集以後に法適用した事例を追録

第4編 質疑応答集

人口3万人以上の団体における取組の中で多かった質問等を追録するとともに、財政措置等に関する質疑応答については、現在の措置に沿った記述に更新

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置(R元年度～)

新たなロードマップにおいて、現行の重点事業を含む全ての法非適用事業について公営企業会計の適用を要請することを踏まえ、公営企業会計適用の取組や当該取組に対する支援に要する経費等について、地方財政措置の拡充・新設を行った

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置

- 概要: 法非適用事業における公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)※ 「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用した場合の、専門人材招へいに要する経費も含む
- 財政措置:
 - ー 簡易水道事業[継続] : 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%に普通交付税措置
 - ー 下水道事業[継続] : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
 - ー 上記以外の事業[新規]: 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 措置期間: 令和元年度～令和5年度

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置

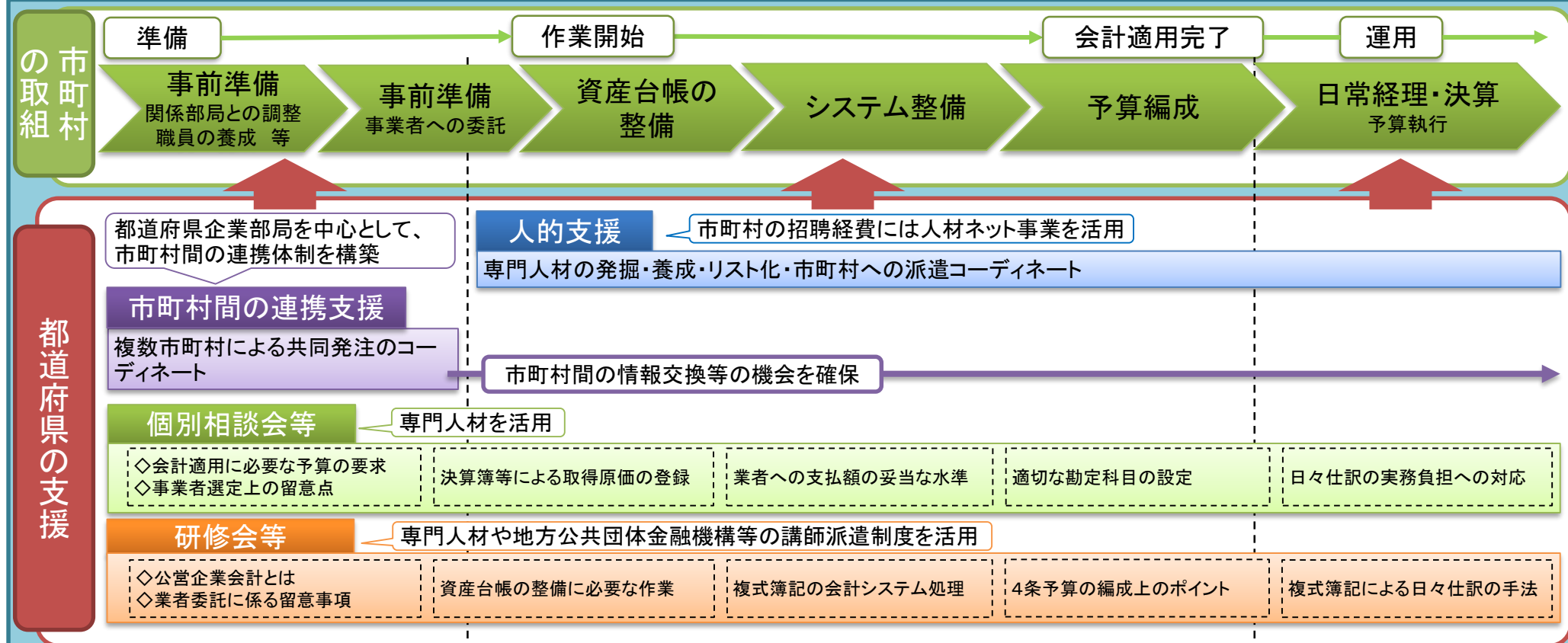
- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 措置期間: 令和元年度～令和5年度

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 令和5年度までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)

都道府県による市町村支援体制の構築

- 新ロードマップの推進に向けて都道府県に対し、個別市町村の状況を的確に把握し、その取組を総合的に支援することを要請。
- 市町村の取組に要する経費(会計適用債の対象)や、都道府県が行う市町村支援に要する経費について、普通交付税措置。



プラットフォーム(都道府県－市町村連絡会議)の設置

都道府県
市町村財政担当部局

都道府県
公営企業部局

有識者・専門人材
(自治体OB等)

- 都道府県は個別市町村の状況を把握し、上記の取組を通じ、適切な助言等を実施
- 市町村は自団体の課題を把握するとともに、他団体との情報交換を通じて取組を促進
- 都道府県が招聘する専門人材のサポートにより、専門性を確保

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

○各公営企業が必要な住民サービスを安定的に継続していくため、これまで以上に経営指標を活用して、現状・課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等にわかりやすく説明する必要があることから、「経営比較分析表」の策定及び公表を要請。
(平成27年11月30日付け公営企業三課室長通知)

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止、民営化・民間譲渡、広域化)の検討
- ・「経営戦略」の策定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標

- ① **経営の健全性**…経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**…料金回収率、給水原価、乗車効率等
- ③ **老朽化の状況**…有形固定資産減価償却率、管路更新率等

見える化のコンテンツ

- ・各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す指標の**経年変化・類似団体比較**を示したグラフ・表
- ・各公営企業による**分析コメント**
- ・毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

策定・公表分野の拡大

策定・公表の要請
(2015.11)

公表分野を順次、拡大

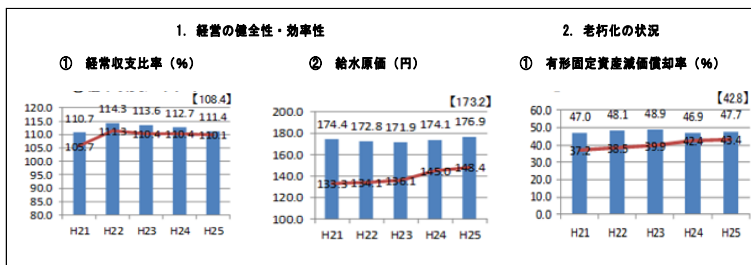
- ・水道
- ・簡易水道
- ・下水道
- ・バス
- ・電気
- ・観光施設
- ・(休養宿泊施設)
- ・駐車場整備
- ・病院
- ・(2018.11)
- ・工業用水道
- ・(2020.2予定)

公営企業の**全面的な見える化**を強力に推進

誰もが比較検討しやすいイメージで公表

経営比較分析表

A県 B市				人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	777.77	888.88	999.99
法適用	水道事業	末端給水事業	A1	現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
資金不足比率(%)	自己資本増成比率(%)	普及率(%)	1.2月31日現在累積損失(円)	1,010.10	1,111.11	1,212.12
33.33	44.44	55.55	666.66			



グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】平成26年度全国平均

分析欄
1. 経営の健全性・効率性について

2. 老朽化の状況について

全体総括

専門家の助言を活かし、公営企業等が経営改革に取り組もうとする場合、①公営企業等経営アドバイザー派遣事業及び②公営企業経営支援人材ネット事業の人的支援制度を活用することが可能。

① 公営企業等経営アドバイザー派遣事業

希望する市町村に対して、公営企業等の経営に精通したアドバイザーを派遣し、経営改革の取組みを支援(H7年度～)

【対象事業】 公営企業、第三セクターの経営改革

【主な派遣人材】 公認会計士、経営コンサルタント等

【派遣方法】 総務省にてアドバイザーを選定、市町村は活用したい事業を申し込み、アドバイザーを受入れ

【想定日程】 原則として1泊2日

【経費負担】 アドバイザーの旅費・謝金は総務省で負担

【派遣実績】 19団体21事業(公営企業会計の適用、経営改善の助言等) [R元年度]

《モデル事業》

公営企業会計の適用について、小規模な市町村等を対象に年間を通じて複数回の派遣を実施[R元年度～]

【派遣実績】 3グループ(3道県16町村)

＜R2年度スケジュール＞

R2年3月 都道府県を通じて照会発出

R2年4月 申請締切り

R2年7月～ 対象団体へアドバイザー派遣開始

※モデル事業は6月から派遣開始予定

② 公営企業経営支援人材ネット事業

「公営企業経営支援人材ネット」(総務省公表)の登録者の中から、公営企業の経営改革に取り組む地方公共団体が希望する専門人材を直接招へいし、受入れ(H28年度～)

【対象事業】 公営企業の経営改革

【主な派遣人材】 公認会計士、自治体OB・OG、自治体職員、学識経験者

【派遣方法】 登録者リストを総務省ホームページにて公開し、派遣を希望する地方公共団体が当該リストの中から専門人材に直接問合せの上、受入れ

【想定日程】 1年間を通じて数回程度

【経費負担】 地方公共団体において負担

⇒ 対象経費(上限200万円)の1/2を一般会計から繰出し、その1/2を特別交付税措置

【利用実績】 17団体17事業(公営企業会計の適用、経営戦略の策定等) [R元年度]

＜R2年度スケジュール＞

R2年4月 登録者リストの更新・公表(HPIにて)

公営企業経営アドバイザー派遣モデル事業について(R元年度～)

1. 趣旨

- 小規模団体においても公営企業会計の適用を円滑に進めるため、ロールモデルとなる団体を選び、専門的知見を有するアドバイザーを年複数回にわたり派遣することで、集中的に取組を支援する事業
- 併せて、総務省とともに都道府県が小規模団体の公営企業会計適用を積極的に支援する仕組みを構築することを目指す。
- これらの結果を他の団体にも横展開することを目的とする。
- 令和元年度に創設し、3グループで実施。令和2年度は新規の対象グループも募集する予定。

2. 令和元年度派遣団体

派遣団体		人口	総職員数	取組事業
北海道	大樹町	5,543	231	公共下水道事業等
	広尾町	6,705	194	簡易水道事業等
愛知県	設楽町	4,785	109	簡易水道事業等
	東栄町	3,195	120	簡易水道事業等
	豊根村	1,106	62	簡易水道事業
奈良県	山添村	3,535	90	簡易水道事業
	曾爾村	1,455	47	
	御杖村	1,627	55	
	黒滝村	719	41	
	天川村	1,404	61	
	野迫川村	388	38	
	十津川村	3,250	133	
	下北山村	909	45	
	上北山村	495	41	
	川上村	1,407	54	
東吉野村	1,759	64		

3. 令和元年度派遣アドバイザー

アドバイザー	役職	派遣地域
谷川 竜也	公認会計士	北海道
渡邊 浩志	公認会計士	愛知県
遠藤 誠作	北海道大学大学院公共政策学研究中心研究員（元福島県三春町職員）	奈良県

4. 派遣終了時の目標（イメージ）

- 会計適用には、通常、準備段階から2年程度を要するが、本年度は以下の作業を行い、会計適用完了までの道筋をつけることを目標とする。
 - ①会計適用の完了までの行程表の作成
 - ②台帳整備に関する作業
 - ・必要な資料の整理
 - ・直近数年分の台帳情報の作成
 - ・それ以外の資産に係る作業に着手
 - ③その他システム整備等の発注作業
 - ④条例規則等の条文案の作成 等

5. 令和元年度派遣日程等

- 年間6～8回程度（各1泊2日） ※都道府県、総務省も出席
- 令和2年4月に成果報告会を実施予定

※14道県34市町村から応募があった。

公営企業経営支援人材ネット事業の活用事例

下水道

【活用事例①】

岐阜県笠松町
(人口22,750人)

＜活用人材＞
公認会計士

＜利用目的＞

- ・公営企業会計の適用及び経営戦略の策定に当たり、経費削減・人材育成の観点から、外部委託を最小限として支援を得るため。

＜支援業務の概要＞

- ・公営企業会計適用・固定資産調査に係る基本方針、条例・規則等の制定・改正等の指導・助言等
- ・経営戦略の策定に係る指導・助言（財務分析、経営目標設定、財務シミュレーションの指導・助言及びこれらを踏まえた課題の抽出・経営改善に資する提言等）
- ・職員研修（公営企業会計適用の準備作業に関する研修及び公営企業会計適用後の経理事務等に関する研修）

＜今後のスケジュール＞

- ・公営企業会計の適用：令和元年度適用済 → 令和元年度においても引き続き活用

(12回程度訪問、電話等での相談)

水道

【活用事例②】

兵庫県内35市町・
一部事務組合

＜活用人材＞
公認会計士

＜利用目的＞

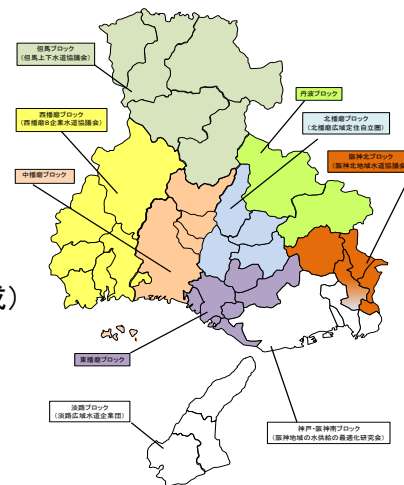
- ・県内9ブロック単位で水道広域連携の検討を進めるに当たり、外部の視点を活用しつつ、広域連携案を具体化することで、関係市町等による議論の効率化を図るため。

＜支援業務の概要＞

- ・各市町等の営業業務・施設管理の委託状況、各種システム導入状況などを確認
- ・市町境を中心に、既存施設（浄水場等）の立地状況、管路の布設状況などを確認
- 上記を踏まえた意見交換等を通じて得た地域情報に基づき、当該ブロックにおける取組の方向性となる具体的な広域連携案を抽出（報告書作成）

＜スケジュール＞

- ・平成29年6月 契約締結
 - ・平成29年8月～11月 活用人材の招へい
 - ・平成30年1月 各市町等へ報告書の提出
- 平成29年度において
3回程度訪問



病院

【活用事例③】

京都府京丹波町
(人口14,453人)

＜活用人材＞
公認会計士

＜利用目的＞

- ・平成28年度に策定した国保京丹波町病院新公立病院改革プランに沿った「強固な経営基盤の構築による安定的経営実現」に向けた支援を得るため。

＜支援業務の概要＞

- ・日常経理業務の実施、運用の改革に係る指導・助言
 - ・平成30年度決算に向けた指導・助言
 - ・令和元年度予算書作成に係る指導・助言等
 - ・公営企業会計基準に関する研究会の実地
- 平成30年度において
4回程度訪問、電話等での相談

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果。

※広域化の事例：

- ①香川県及び県内16市町による「経営統合」（浄水場の統廃合（55施設→26施設）等により、統合前のH26年度の試算で約954億円の削減。
また、料金統一により、中長期的には全ての団体において料金抑制効果が生じると試算（最大で約7割）。）
- ②福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市による「施設の共同設置・共同利用」（事業費約1.9億円の削減）

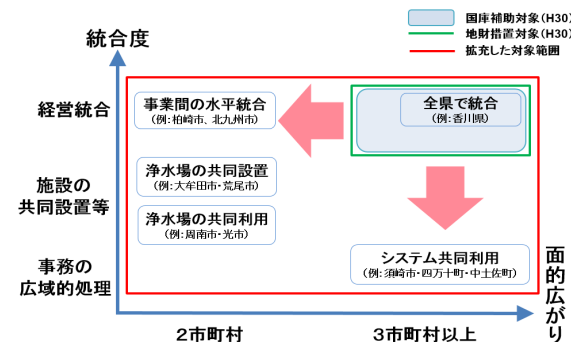
<「水道広域化推進プラン」策定の要請>（厚労省と連携）

- 平成31年1月に、「「水道広域化推進プラン」の策定について」を发出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表

<地方財政措置>

- 「水道広域化推進プラン」に基づく多様な広域化を推進するため、単独事業も含め、経営統合だけでなく、施設の共同設置やシステム共同利用等の施設等の整備費について一般会計出資債の元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から対象事業及び交付税措置率を拡充）

<多様な広域化（イメージ）>



1 現状と将来見通し

- ア 自然・社会的条件に関すること
水道事業者に係る基礎的事項、給水人口、産業の動向といった自然・社会的条件に関すること
- イ 水道事業のサービスの質に関すること
水安全計画の策定状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること
- ウ 経営体制に関すること
職員の状況、業務委託の状況、広域化の状況といった経営体制に関すること
- エ 施設等の状況に関すること
水源の状況、給水能力、浄水場や管路等の耐震化・経年化の状況といった施設等の状況に関すること
- オ 経営指標に関すること
更新経費、収益的支出、水道料金、収益性・安全性等の経営指標に関すること

(1)現状

・左記のア～オの事項について、図表等を用いながら分かりやすく現状を分析

・都道府県水道ビジョンや各事業者の経営戦略等も活用

(2)将来見通し

・中長期の課題を把握分析するため、40～50年程度の期間を設定

・客観的な人口推計、施設・設備の老朽化の状況等を各項目に反映

・アセットマネジメント、官民連携、ダウンサイジング等の経営方針を各項目に反映

(3)経営上の課題

現状と将来見通しを踏まえて明らかとなった課題を列举(例)

- ・水需給の不均衡
- ・災害への対応
- ・職員数の減少
- ・有収水量の減少に伴う、施設利用率の低下
- ・老朽化、耐震化対策の必要性
- ・料金収入の減少
- ・更新需要の増大
- ・経営状況の悪化

2 広域化のシミュレーションと効果

(2)広域化のシミュレーション

・(1)で設定した広域化パターンごとにシミュレーションを実施し、効果を算出

・(1)で設定した広域化パターンを組み合わせ、左記のア～オの事項に基づき、広域化した場合の複数の将来見通しを策定

・実際には、各都道府県における広域化の検討状況等を踏まえ、先行してシミュレーション等を実施している団体の事例等も参考に実施

比較

効果の算出

・設定した複数の将来見通しについて、自然体での将来見通しと比較し、定量的・定性的に総合的な効果を分析

(1)広域化パターンの設定

・経営統合や施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、広域化の多様な類型の中から、圏域や当該地域における実現可能性等も踏まえ、検討を行う広域化パターンを設定

・既存の圏域を基本としたシミュレーション等を行うことも考えられるが、広域化の類型によっては圏域を超えた広域化パターンの検討も重要

3 今後の広域化に係る推進方針等

(1)広域化の推進方針

・広域化のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後の広域化の推進方針を記述

(2)当面の具体的取組内容及びスケジュール

・当面実施する具体的取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会の開催など、水道広域化推進プラン策定時において決まっていることを記載

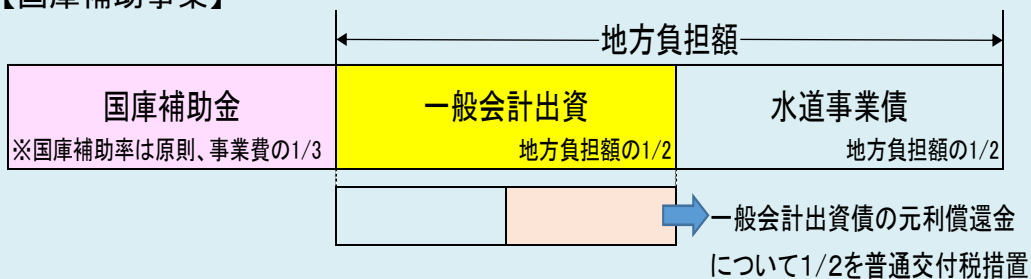
・特に、地方単独事業については、事業を具体的に実施する前に、事業目的や事業期間、事業費概算などを記載し、策定時において決まっている他の広域化に係る事業(国庫補助事業等)との関係性も含め、広域化推進方針に照らした事業の整合性を明らかにすることが重要

広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充(R元年度～)

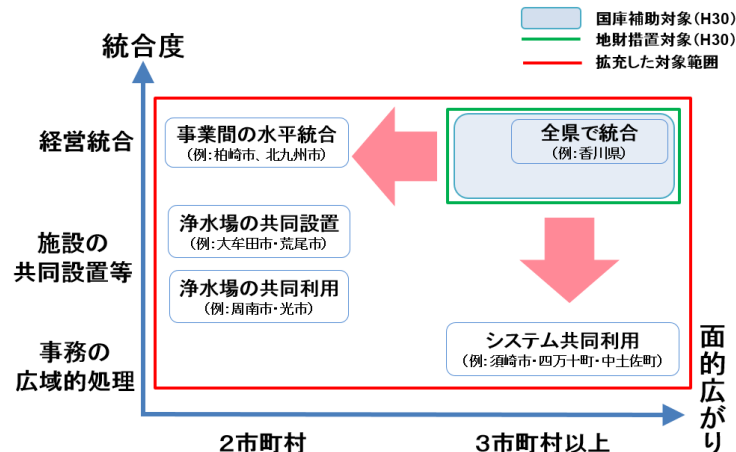
- 都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請
(「水道広域化推進プラン」の策定について)(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)
- 同プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加
- 一般会計出資債(地方負担額の1/2)の元利償還金について、交付税措置率を50%から60%に拡充

<現行措置> ※地方単独事業は対象外

【国庫補助事業】

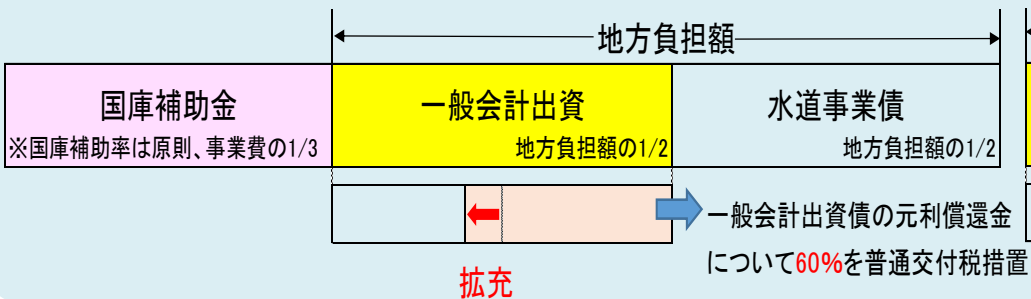


(参考) 広域化に係る地方財政措置の対象拡充イメージ

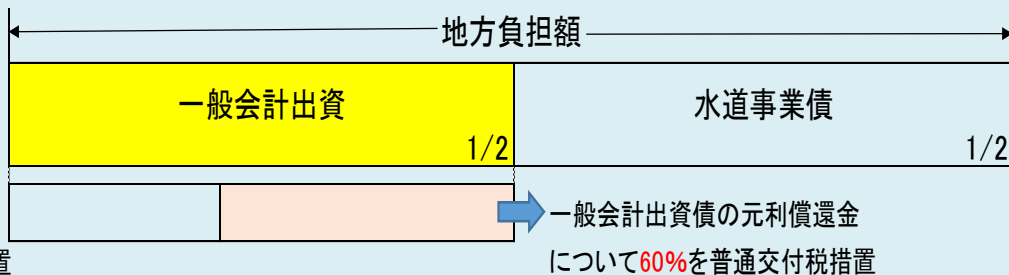


<R元～>

【国庫補助事業】(交付税措置率拡充 50%→60%)



【地方単独事業】(新規)



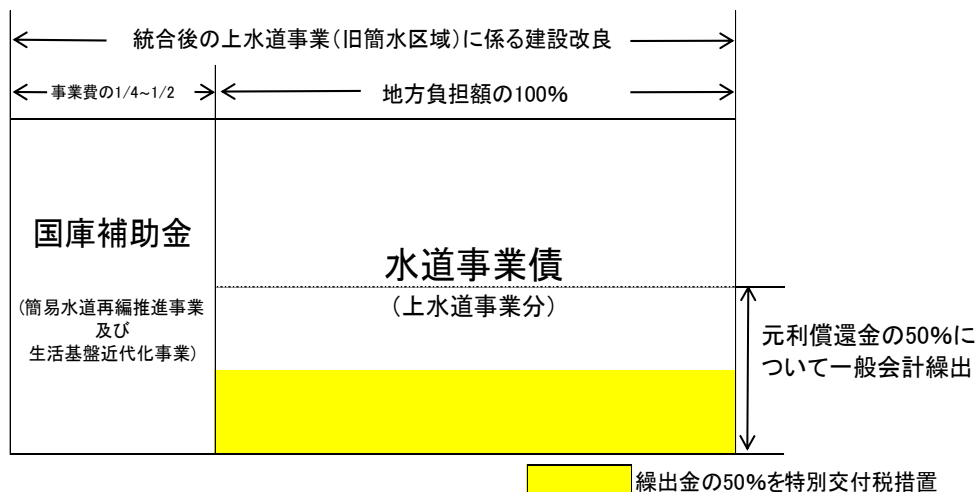
統合後に実施する旧簡易水道区域の建設改良に対する地方財政措置(R2年度～)

【措置の概要】

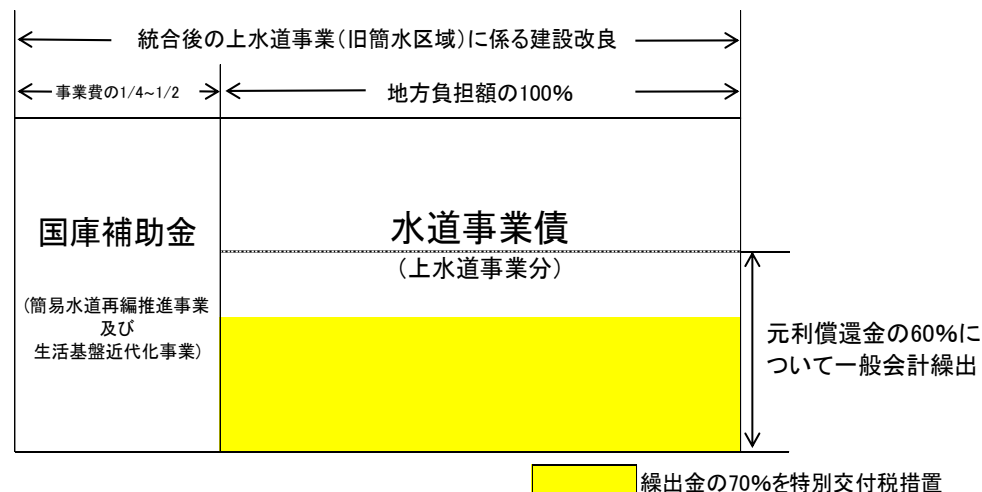
- 旧簡易水道区域の建設改良に対する国庫補助(「簡易水道再編推進事業」及び「生活基盤近代化事業」)のうち「簡易水道再編推進事業」は、原則として令和元年度で終了するが、簡易水道事業の経営基盤の強化を図る観点から、**統合後の上水道事業の経営を圧迫する恐れのある旧簡易水道区域の整備事業**について、国庫補助(「簡易水道再編推進事業」及び「生活基盤近代化事業」)の対象となる。
- 統合後の上水道事業の旧簡易水道区域における施設整備の円滑な実施を図るため、**当該国庫補助(「簡易水道再編推進事業」及び「生活基盤近代化事業」)の対象となった事業のために発行する水道事業債の元利償還金に対して、地方財政措置**を講じる。

【財政措置のスキーム】

[一般分]



[過疎・辺地の場合]



<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果。

※広域化・共同化の効果事例：

- ①秋田市単独公共下水道の県流域下水道への接続（処理場の統廃合により、維持管理約70億円、改築更新投資約50億円の削減（50年間の試算））
- ②山形県新庄市と周辺6町村による処理場の集中管理（維持管理費用を年間約3,000万円削減）

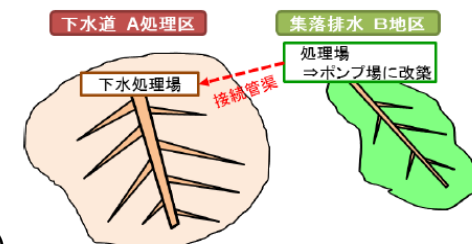
<「広域化・共同化計画」策定の要請>（国交省、農水省、環境省と連携）

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「広域化・共同化計画策定マニュアル（案）」を作成・公表

<地方財政措置>

- 複数市町村の事業に加え、市町村内で実施する既存施設の統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設整備費について処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置（通常の建設改良事業においては、16%～44%（事業費補正分））

【処理場の統廃合】



広域化・共同化計画の策定要請

○ 下水道事業においては、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来、人口減少に伴う使用料の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等のより汚水処理施設に係る事業運営の厳しさが増しており、効率的な事業運営が一層求められているところ。

➡ 政府として、全ての都道府県における広域化・共同化に関する計画策定等を目標に設定
 (「経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版」(平成29年12月)等)

広域化・共同化計画の策定要請(平成30年1月17日関係4省連名通知※)

(主な内容)

- 都道府県は、市町村等とともに、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定する。
- 平成30年度中の可能な限り早期に、「広域化・共同化計画」の検討体制を全ての市町村等参加のもと構築し、計画策定に着手する。
- 「広域化・共同化計画」は、都道府県構想を構成する計画の一部と位置付けられる。
- 「広域化・共同化計画」には、広域化に取り組む団体名、取組内容、対象施設名、スケジュール等を記載する。

広域化・共同化計画 (〇〇県 〇〇地区) [アウトプットイメージ]

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール(年度)					
			2018	短期(～5年間)		中期(～10年間)		長期的な方針(～30年間)
				2020	2024	2025	2029	
〇〇流域(〇〇市、〇〇町)	処理場の維持管理の共同化	〇〇処理場、×処理場	検討体制の構築					・先行事例を県内他地域での適応に向けて協議会等で検討
△△流域(〇〇市、〇〇町)	ICT整備、活用による維持管理の共同化	〇〇処理場、×処理場						
××市、〇〇市、〇町	公社活用による共同化の推進	〇〇処理場、×処理場						
××市、〇〇市	維持管理業者の共同選定							
〇〇県(流域)、〇〇市(流域関連)	関連市町村の営業を都道府県が一体的に維持管理	流域: 〇〇県管理の幹線管渠 流域関連: 〇〇市の管渠						
××市、〇〇市、〇町	維持管理を共同化し、包括民間委託を実施	(農業) 〇〇処理場 (下水) 〇〇処理場						
××市、〇〇市、〇町	汚泥処理施設の共同化・汚泥燃料化施設の設置	〇〇処理場、×処理場						
××市	公共下水道と農業集落排水との統合	〇〇下水道処理場、×農業処理場						

※「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日総務省・農水省・国交省・環境省4省課長連名通知)

下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置の拡充(R元年度～)

趣旨

人口減少や施設の老朽化等に伴い、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化・共同化の推進を図るため、地方財政措置を講ずる。

財政措置の概要

1. 広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置

① 対象事業

- 終末処理場等の整備(現行措置)に加え、既存施設の統合に必要となる管渠等を対象に追加
※ 統合先市町村の広域化関連事業を含む。

- 複数市町村の広域化(現行措置)に加え、市町村内の広域化も対象に追加

② 財政措置

- 地方負担額の100%に下水道事業債を充当し、処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
※ イメージは右表及び図参照

③ 激変緩和措置

- 下水道事業が事業統合を行う場合、高資本費対策の激変緩和措置(据置5年+激変緩和5年)を講じる。

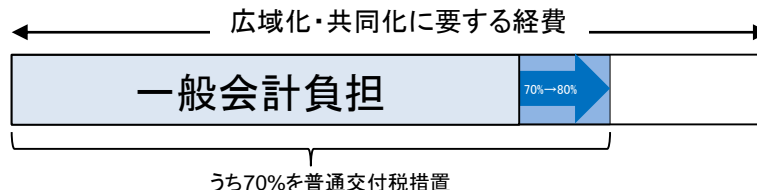
2. 都道府県の「広域化・共同化計画」の策定等の広域化・共同化の推進に要する経費について普通交付税措置(～令和4年度)

<財政措置のスキーム> 交付税措置率(事業費補正分)

処理区域内人口密度(人/ha)	通常分	広域化分
25未満	44%	56%
25以上50未満	37%	49%
50以上75未満	30%	42%
75以上100未満	23%	35%
100以上	16%	28%

- ※ 通常分については、上記のほかに単位費用措置あり
- ※ 広域化分については、一般会計の負担を増額(3～7割→4～8割)し、その70%を交付税措置
- ※ 集落排水については、25未満と同等の措置

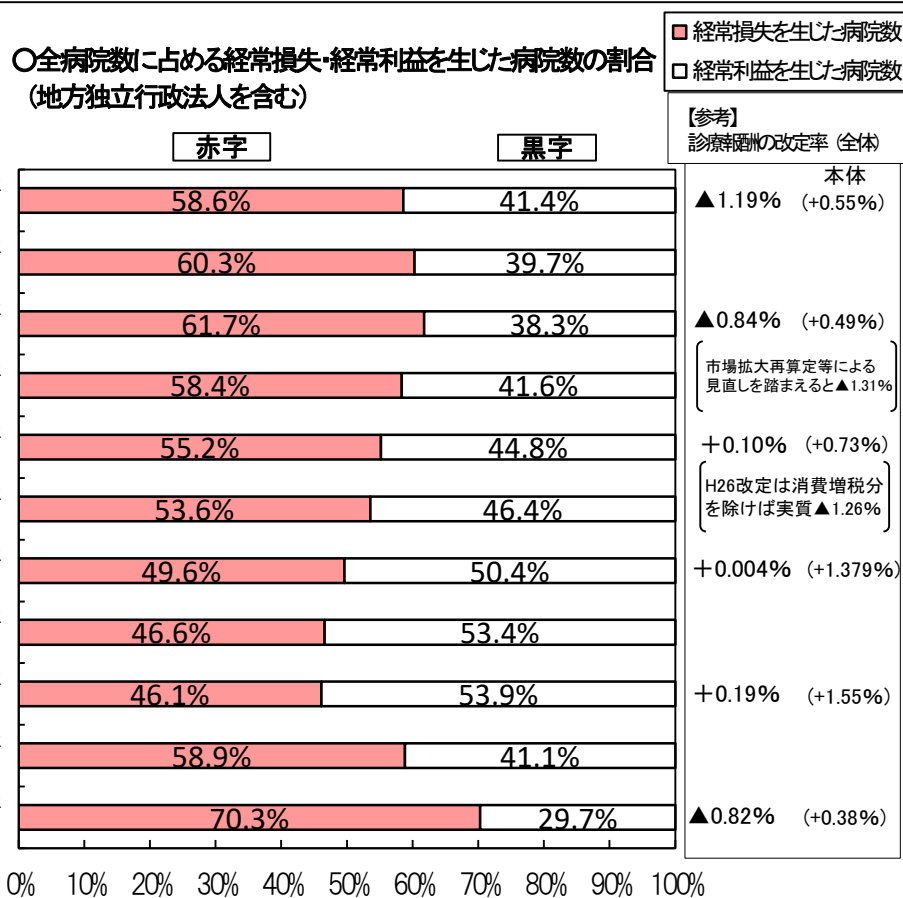
《処理区域内人口密度25人/ha未満の例》



公立病院の経営改革の推進

- へき地等における医療や、救急・周産期・災害等の不採算・特殊部門に係る医療の多くを公立病院が担っている中、赤字である公立病院の割合は、平成22年度以降増加傾向。
- 総務省においては、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請したところ、平成30年11月末で全ての公立病院が新公立病院改革プランを策定済。
- 引き続き、地域医療構想調整会議における今後の公立病院の役割等に関する議論の進捗に留意するとともに、公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

経常収支が赤字である病院の割合



新公立病院改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

1 新公立病院改革プランの策定を要請

- (1) 策定時期: **地域医療構想**(※)の策定状況を踏まえつつH27年度又はH28年度中
- (2) プランの内容: 以下の4つの視点に立った取組を明記

(※)都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要病床数と目指すべき医療提供体制等を内容とする**地域医療構想**を策定(H27~)(平成29年3月31日現在、全ての都道府県で策定済)。

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ・病床機能、地域包括ケア構築等を明確化

経営の効率化

- ・経常収支比率等の数値目標を設定

再編・ネットワーク化

- ・経営主体の統合、病院機能の再編を推進

経営形態の見直し

- ・地方独立行政法人化等を推進

2 都道府県の役割・責任を強化

- 再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

3 地方財政措置の見直し

- (1)再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度~)

- 〔 通常の整備 …… 25%地方交付税措置 〕
- 〔 再編・ネットワーク化に伴う整備 …… 40%地方交付税措置 〕

- (2)特別交付税措置の重点化(H28年度~)

- 措置率(8割)の導入、都道府県の役割・責任の強化、財政力に応じた算定
- 公的病院等への措置も公立病院に準じて継続

再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に係る地方財政措置

新公立病院改革プランに基づき行われる公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置(令和2年度までの措置)。

① 複数病院の統合

- 関係する複数病院が、統合により1以上減となることが原則。
- 経営主体も統合されていること。



原則として整備費全額が対象

② 相互の医療機能の再編

- 機能分担による病床規模又は診療科目の見直しを伴うことが必要。
- 経営主体が統合されていること。



再編に係る経費のみが対象

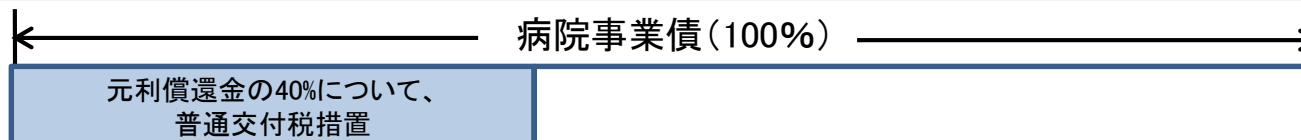
〔対象経費の例：遠隔医療機器、情報システムの統合整備費、高度医療施設、高度医療機器など〕

※ただし、経営主体の統合を伴わない場合でも、以下に掲げる全ての取組が行われていれば再編に係る経費を対象とする。

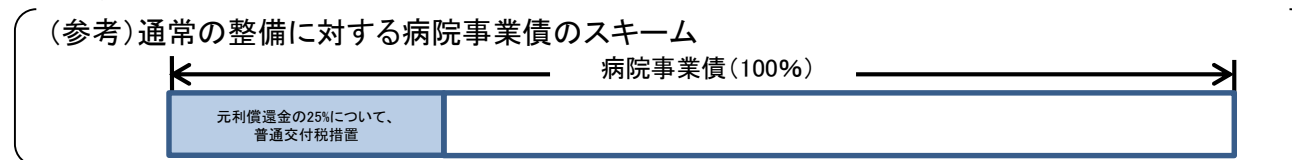
- ・機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
- ・共同購入等による医薬品、診療材料等の効率的調達
- ・医師の相互派遣による協力体制の構築
- ・医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築



病院事業債(特別分)の対象：元利償還金の40%を普通交付税措置



※ 元利償還金の2/3について一般会計から繰出



第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

① 社会保障

(基本的な考え方)

また、国と地方が方向性を共有し、適切な役割分担の下で地域の実情を踏まえつつ具体的な取組を進める。

(医療・介護制度改革)

(ii) 医療提供体制の効率化

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中(※)に対応方針の見直しを求める。

民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。こうした取組によっても病床の機能分化・連携が進まない場合には、2020年度に実効性のある新たな都道府県知事の権限の在り方について検討し、できる限り早期に所要の措置を講ずる。

(※) 医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで。

③ 地方行財政改革

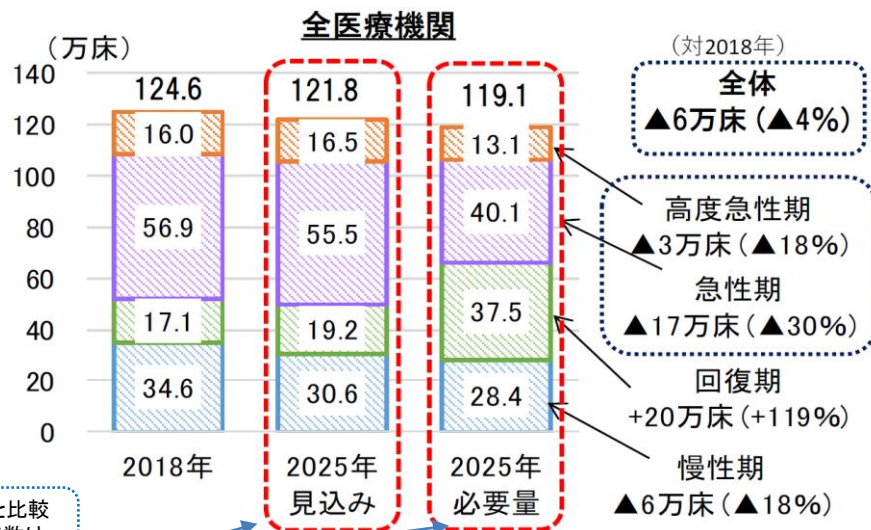
(公営企業・第三セクター等の経営抜本改革)

また、公立病院について、2020年度までの集中的な改革の推進に当たり再編・ネットワーク化等に引き続き取り組むとともに、経営改革の進捗状況を定量的に把握し、必要な取組を検討する。

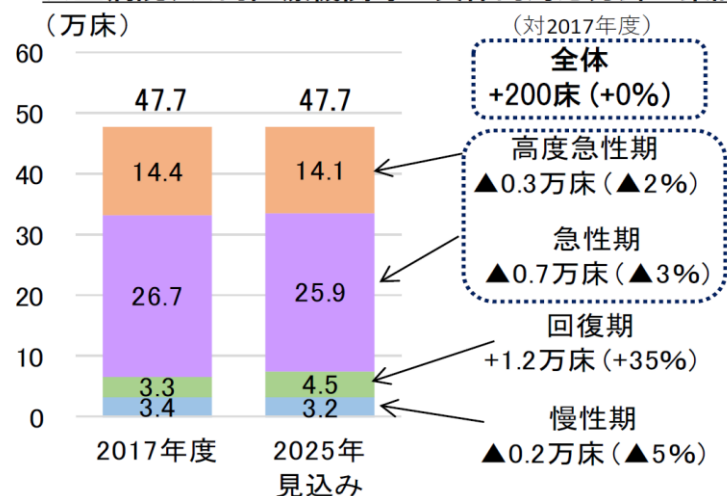
地域医療構想の現状と課題について

- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。(医療介護総合確保推進法に基づき都道府県が策定。2016年度中に全団体策定済)
- 2017年度以降、個別の病院名や転換する病床数等の「具体的対応方針」の速やかな策定に向けて、概ね二次医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設けて具体的に議論。(公立病院95%、公的医療機関等98%が策定済(2019.3時点))
- 現状、同方針に基づく公立・公的医療機関等の2025年の病床見込み数は、2025年にあるべき病床の必要量と乖離。

【機能別病床数の2025年見込みと必要量の比較】



公立病院、公的医療機関等の具体的対応方針の集計



※経済財政諮問会議(R1.5.31)民間議員提出資料より抜粋

◎経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)抄

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中に対応方針の見直しを求める。

→厚生労働省から、各都道府県知事あてに「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」(令和2年1月17日付け医政局長通知)を发出。今後、各地域の地域医療構想調整会議で議論。

令和2年度 公立病院の財政措置の見直し

- 地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための繰出しに対して、地方財政措置を講ずる。また、周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充する。
- 併せて、普通交付税の病床数に応じた措置については、必ずしも経費が病床数に比例しない実態等を踏まえ、当該普通交付税による措置を見直すとともに、これまで特別交付税により措置していた基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費及び共済追加費用の負担に要する経費を措置することとする。この結果、病床当たりの単価は減少する見込みである。

特別交付税措置見直しの内容

1. 不採算地区の中核的な公立病院に対する特別交付税措置の創設

① 対象要件

不採算地区※に所在する100床以上500床未満の許可病床を有する公立病院であって、次の i) 及び ii) を満たすこと

※ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在していること
又は直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満であること

i) 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること

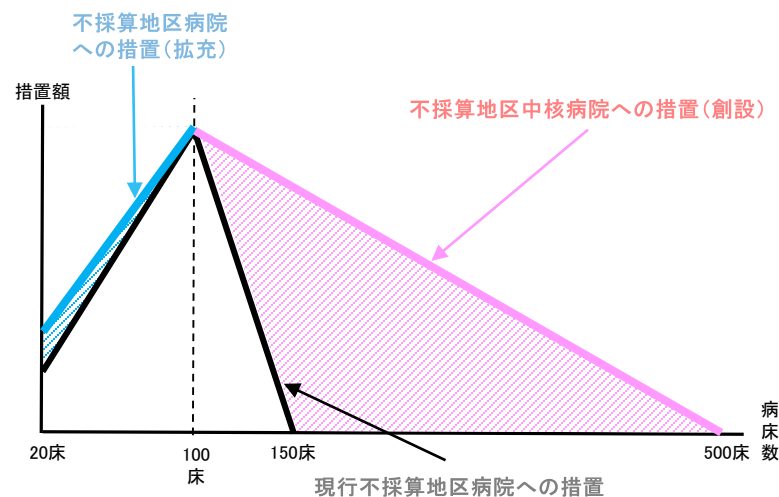
ii) へき地拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること

② 地方財政措置

要件に該当する中核的な病院の機能を維持するために特に必要な経費(医師確保に要する経費、災害拠点等としての機能維持に要する経費等)に係る繰出しに対し、特別交付税措置を講ずる。(措置額については、中核的な公立病院の経営状況等を踏まえ、今後検討)

地域医療構想の更なる推進に向け、令和2年度に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、令和3年度以降の更なる公立病院の改革のプランの策定を要請することとしており、不採算地区の中核的な公立病院に対する地方財政措置については、この更なる改革プランの策定を要件とする。(現行の不採算地区の公立病院に対する地方財政措置についても同様)

不採算地区中核病院及び100床未満の不採算地区病院の措置(基準額)イメージ



※ 算定にあたっては、病院に対する特別交付税措置に係る基準額の合計と、それに係る一般会計繰出しの実額(合計)に0.8を乗じた額とを比較して、いずれか低い額を措置

2. 周産期医療・小児医療等に対する特別交付税措置の拡充

周産期医療、小児医療、小児救急及び救命救急センターに対する特別交付税措置を概ね2割程度拡充するとともに、不採算地区の病院(100床未満)について経営状況等を踏まえ特に病床数が少ない病院を中心に特別交付税措置を拡充する。

※ 上記1. 2. のほか、公的病院等に対しても上記の措置に準じた措置を講ずる。

- 会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費について、地方財政計画に計上

- ・ 一般行政経費（単独）：1,690億円
- ・ 公営企業繰出金：48億円

「会計年度任用職員制度」について

地方公務員における臨時・非常勤職員の現状

特別職 (地方公務員法非適用)	首長、議員、委員等	
	特別職非常勤職員	22万人
一般職 (地方公務員法適用)	臨時的任用職員	26万人
	一般職非常勤職員	17万人

厳しい地方財政の状況が継続する中、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、地方公務員における臨時・非常勤職員数(※)は増加。

(※) H17 45.6万人 → H20 49.8万人 → H24 59.9万人
→ H28 64.3万人

臨時・非常勤職員に係る任用・処遇上の課題

<任用上の課題>

- 通常の事務職員も「特別職」で任用してきた
※「特別職」は、本来、専門性が高い者等であり、守秘義務、政治的行為の制限などの公共の利益保持に必要な諸制約が課されていない(地方公務員法 非適用)
- 採用方法等が明確に定められていないため、一般職非常勤職員としての任用が進まない

<処遇上の課題>

- 労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができない
※国の非常勤職員には支給可能。また、民間では「同一労働同一賃金」に向けた取組が進められている。

平成29年 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)(令和2年4月1日施行)

<適正な任用の確保> = 「会計年度任用職員制度」を創設

現行の臨時・非常勤職員を、(一部の特別職等を除き)新たに設置する一般職の「会計年度任用職員」に移行
⇒ 採用方法や任期等を明確化し、守秘義務等の服務に関する規定を適用

<適正な処遇の確保> = 「会計年度任用職員」に対する給付を規定

会計年度任用職員について、期末手当の支給を可能とする(国の非常勤職員や民間における取組との整合)

第三セクター等の経営改革の推進

【第三セクター等の経営健全化等に関する指針】

- 第三セクター等は、経営が著しく悪化した場合、自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、平成21年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革を推進し、経営健全化に一定の成果。
- 引き続き、各自治体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化に取り組むこととしている。
(平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知)

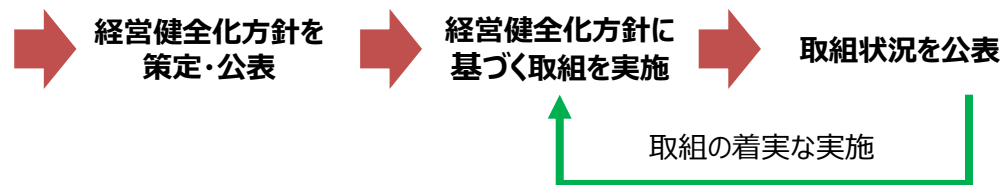
【第三セクター等の経営健全化方針】

- 特に、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各自治体に対しては、平成30年度末までに経営健全化方針を策定・公表するよう要請（平成30年2月通知。令和元年度末までに90.4%が策定の見込み。）
- さらに、令和元年7月の通知において、次のとおり要請。
 - ・ 経営健全化方針を未策定の自治体においては、早期の策定。
 - ・ 経営健全化方針を策定した自治体については、経営健全化方針に基づく取組の着実な実施と、その取組状況の公表。
 - ・ 法人の平成30年度以降の決算で新たに経営健全化方針の策定要件に該当した法人に関しては、同様に、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の実施や取組状況の公表を要請。

経営健全化方針の策定要件に該当

次のいずれかに該当する場合

- ・ 一の自治体の出資割合が25%以上で、債務超過の法人
- ・ 一の自治体の出資割合が25%以上で、時価評価した際に債務超過になる法人
- ・ 損失補償又は債務保証の対象となっている、保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、自治体の標準財政規模の10%以上である法人
- ・ 損失補償、債務保証及び短期貸付額の合計額の、標準財政規模に対する割合が、自治体の実質赤字の早期健全化基準（都道府県は3.75%、市町村は11.25%～15%）に達している法人



※今後、経営健全化方針の策定状況や取組の公表状況を調査し、公表する予定。

第三セクター等の経営健全化方針の策定状況について

(平成31年4月実施「第三セクター等経営健全化方針の策定状況に関する調査」)

経営健全化方針策定状況調査結果

表1 経営健全化方針の策定状況

(単位:法人数)

	①策定済 法人数(構成比)	②策定予定					③策定予定無し 法人数(構成比)	合計 法人数(構成比)
		令和元年度 上半期中 法人数(構成比)	令和元年度 下半期中 法人数(構成比)	令和元年度計 法人数(構成比)	令和2年度 以降 法人数(構成比)	小計 法人数(構成比)		
第三セクター	188 (75.5%)	23 (9.2%)	14 (5.6%)	37 (14.9%)	1 (0.4%)	38 (15.3%)	23 (9.2%)	249 (100.0%)
社団・財団法人	53 (86.9%)	4 (6.6%)	2 (3.3%)	6 (9.8%)	0 (0.0%)	6 (9.8%)	2 (3.3%)	61 (100.0%)
会社法法人	135 (71.8%)	19 (10.1%)	12 (6.4%)	31 (16.5%)	1 (0.5%)	32 (17.0%)	21 (11.2%)	188 (100.0%)
地方三公社	68 (79.1%)	6 (7.0%)	4 (4.7%)	10 (11.6%)	0 (0.0%)	10 (11.6%)	8 (9.3%)	86 (100.0%)
地方住宅供給公社	6 (85.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	7 (100.0%)
地方道路公社	6 (54.5%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	2 (18.2%)	11 (100.0%)
土地開発公社	56 (82.4%)	3 (4.4%)	4 (5.9%)	7 (10.3%)	0 (0.0%)	7 (10.3%)	5 (7.4%)	68 (100.0%)
合計	256 (76.4%)	29 (8.7%)	18 (5.4%)	47 (14.0%)	1 (0.3%)	48 (14.3%)	31 (9.3%)	335 (100.0%)

※複数団体で同一法人につき作成している場合は、重複して計上。

(参考) 対象法人の健全化方針の策定要件該当状況

(単位:法人数)

	(1)債務超過法人 法人数(構成比)	(2)実質的に債務超過である法人		(3)当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合(※1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(※2)相当以上の法人 法人数(構成比)	(4)その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人 法人数(構成比)	合計 法人数(構成比)	(参考) (1)~(4)の重複を除いた合計 法人数
		①うち事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過になる法人 法人数(構成比)	②うち土地開発公社において、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合 法人数(構成比)				
第三セクター	169 (72.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13 (5.6%)	52 (22.2%)	234 (100.0%)	233
社団・財団法人	11 (23.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (23.9%)	24 (52.2%)	46 (100.0%)	46
会社法法人	158 (84.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.1%)	28 (14.9%)	188 (100.0%)	187
地方三公社	34 (31.5%)	2 (1.9%)	32 (29.6%)	36 (33.3%)	4 (3.7%)	108 (100.0%)	82
地方住宅供給公社	6 (85.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)	7
地方道路公社	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)	7
土地開発公社	26 (27.7%)	2 (2.1%)	32 (34.0%)	30 (31.9%)	4 (4.3%)	94 (100.0%)	68
合計	203 (59.4%)	2 (0.6%)	32 (9.4%)	49 (14.3%)	56 (16.4%)	342 (100.0%)	315

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75% (東京都5.47%)、市区町村11.25~15.00%

※複数要件に該当する場合は、重複して計上。

※複数団体で同一法人につき作成している場合は、重複を控除して計上。

※本調査の対象法人は、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人、当該地方公共団体が損失補償等を行っている法人その他当該地方公共団体が経営に実質的に主導的な立場を確保している

認められる法人のうち、表中の(1)から(4)までのいずれかに該当する法人である。

※法人の経営状況に関する数値は、平成29年度決算の数値(平成30年3月31日までに終了した会計年度の財務諸表の数値)である。

表彰制度の概要

- 総務省では、公営企業関係者の健全経営の取組の労に報い、その功績を讃え、他の公営企業の模範となることを目的に、平成26年度より「優良地方公営企業総務大臣表彰」を実施している。
- 過去6回の表彰企業は、以下の団体。
 - <令和元年度>
 - ◇香川県広域水道企業団(水道) ◇熊本県荒尾市(下水道) ◇千葉県柏市(下水道)
 - <平成30年度>
 - ◇兵庫県(水道) ◇滋賀県大津市(下水道) ◇新潟県上越市(ガス)
 - <平成29年度>
 - ◇岩手県盛岡市(水道) ◇長野県(水道) ◇北九州市(水道) ◇山梨県(電気)
 - <平成28年度>
 - ◇岩手中部水道企業団(水道) ◇島根県松江市(水道) ◇兵庫県尼崎市(下水道)
 - <平成27年度>
 - ◇埼玉県(水道) ◇長門川水道企業団(水道) ◇奈良県(水道) ◇山口県周南市(水道)
 - ◇鹿児島県和泊町(水道) ◇北九州市(工水) ◇宮崎県(電気) ◇千葉県習志野市(ガス)
 - <平成26年度>
 - ◇八戸圏域水道企業団(水道) ◇東京都(水道) ◇横浜市(水道) ◇千葉県八代市(水道)
 - ◇徳島県(工水) ◇群馬県(電気) ◇滋賀県大津市(ガス) ◇大阪府豊中市(下水道)

今後のスケジュール(予定)

- | | | |
|-------|-----------------------|-----------------------------|
| 1月23日 | 自治体(※1)等に応募依頼の連絡文書を发出 | ※1 都道府県企業管理者・総務部長(市町村担当課扱い) |
| 3月13日 | 総務省への応募期限 | ・指定都市企業管理者 宛てに发出 |
| 4~6月 | 表彰企業の選考 | |
| 7月13日 | 表彰式の開催(※2) | ※2 地方公営企業連絡協議会トップセミナーの場で表彰 |

選考基準の概要

表彰企業の選考基準の概要

- 地方公営企業法を適用している公営企業(令和2年4月までに法適用予定のものを含む)で、以下の観点に基づき、有識者の意見を聴取し、表彰企業を選考。
 - ◇ 経営の健全性が確保されている(損益計算書の経常損益で直近実績期+見込期において利益計上等)
 - ◇ 他の公営企業の模範となる経営及び運営が行われている

今年度の選考の方針(案)

- 総合的な取組状況のみならず、他の公営企業の模範となる以下のような個別の取組について、積極的に評価を実施する。

<ストックマネジメント>

- ・アセットマネジメントを活用した水道施設の長寿命化
- ・将来需要を見越した施設のダウンサイジング

<広域化等>

- ・県内における事業の広域化
- ・他事業との組織統合
- ・事業統合による資金調達・資金運用の効率化
- ・隣接する地域との施設の共同化

<民間活用>

- ・事業・施設等の包括的民間委託
- ・民間の技術・ノウハウを活用した取組
- ・近隣市町村との業務の共同発注

<人材育成・活用>

- ・他地域・団体と連携した人材育成
- ・民間出身人材の採用や専門家の活用

総財公第14号
令和2年1月23日

各都道府県企業管理者
各都道府県総務部長(市町村担当課扱い) } 殿
各指定都市企業管理者

総務省自治財政局公営企業課長
(公印省略)

令和2年度優良地方公営企業総務大臣表彰について(依頼)

総務省では、地方公営企業関係者の健全経営の取組の労に報い、その功績を讃え、他の地方公営企業の模範となることを目的に、優良地方公営企業総務大臣表彰を実施しております。令和2年度は、令和2年7月13日(月)に実施を予定しております。

つきましては、地方公営企業を推薦する場合は、下記により、別添の応募様式を調製の上、提出いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村及び企業団体に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 推薦の対象となる公営企業
優良地方公営企業表彰規程(別紙1)及び優良地方公営企業表彰規程に定める表彰基準について(別紙2)に記載の基準を満たす地方公営企業(ただし、病院事業を除く。)
2. 応募様式の提出方法
推薦等に係る留意事項(別紙3)記載のとおり
3. 応募様式の提出期限
令和2年3月13日(金) 厳守

【問い合わせ先】
総務省自治財政局公営企業課調査係
担当者：関本・遠藤
E-mail：k310k@soumu.go.jp
TEL：03-5253-5635

優良地方公営企業表彰規程

(趣旨)

第1条 優良地方公営企業の表彰は、この規程の定めるところにより行う。

(表彰権者)

第2条 表彰は、総務大臣(以下「大臣」という。)が行う。

(表彰基準)

第3条 大臣は、地方公共団体が設置する地方公営企業法を適用(財務規定等のみの適用を含む。以下同じ。)している地方公営企業(令和2年4月までに地方公営企業法を適用する予定のものを含む。)であって次の各号の全てに該当するものを表彰する。ただし、病院事業を除く。また、表彰を受けた地方公営企業は、原則として10年以内は再び表彰を受けることはできないものとする。

- 一 経営努力がなされた結果、経営の健全性が確保されている地方公営企業
 - 二 他の地方公営企業の模範となる経営及び運営が行われている地方公営企業
 - 三 地域において公共の福祉を増進するために運営されている地方公営企業
- 2 前項に規定するもののほか、表彰の基準に関する詳細は、総務省が別に定めるものとする。

(表彰審査会)

第4条 総務省に、地方公営企業大臣表彰審査会(以下「大臣表彰審査会」という。)を置く。

- 2 大臣表彰を行うに際しては、大臣表彰審査会に付議して行う。
- 3 大臣表彰審査会への付議は、やむを得ない事情があるときは持ち回りにより行うことができる。
- 4 大臣表彰審査会の委員は、次に掲げる者とし、総務事務次官をもって委員長とする。
 - 一 総務事務次官
 - 二 自治財政局長
 - 三 大臣官房審議官(公営企業担当)
 - 四 自治財政局公営企業課長
 - 五 自治財政局公営企業経営室長
 - 六 自治財政局準公営企業室長

5 大臣表彰審査会の委員は、審査を行う際に、有識者の意見を聴取することができる。

(推薦及び応募方法)

第5条 都道府県及び大臣が指定する団体は、第3条の表彰基準に該当する地方公営企業のうち、大臣表彰にふさわしいものを推薦することができる。

- 2 第3条の表彰基準に該当し大臣表彰を希望する地方公営企業は、応募することができる。
- 3 推薦及び応募に際しては、総務省が別に定める功績調査書を指定する日までに提出すること。

(表彰方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰時期)

第7条 表彰は原則として毎年7月に行う。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。

附則

この規程は、平成26年1月18日から施行する。

附則

この規程は、平成28年1月26日から施行する。

附則

この規程は、令和2年1月21日から施行する。

(別紙2)

優良地方公営企業表彰規程に定める表彰基準について

優良地方公営企業表彰規程（以下「表彰規程」という。）第3条第2項に定める表彰の基準に関する詳細は、次のとおりとする。

1. 表彰規程第3条第1項第1号における「経営努力がなされた結果、経営の健全性が確保されている地方公営企業」とは、地方公営企業法を適用（財務規定等のみの適用を含む。以下同じ。）している地方公営企業については、原則として①、③及び④の全てに該当する地方公営企業であり、令和2年4月までに地方公営企業法を適用する予定の地方公営企業については、原則として②及び③に該当する地方公営企業であること。
 - ① 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算における損益計算書上の経常損益において利益を計上していること。
 - ② 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算における収益的収支比率が100%以上であること。
 - ③ 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第2号ロに定める資金の不足額がないこと。
 - ④ 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算における貸借対照表において累積欠損金がないこと。
2. 表彰規程第3条第1項第2号における「他の地方公営企業の模範となる経営及び運営が行われている地方公営企業」とは、「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）」、「公営企業会計の適用の推進について（平成27年1月27日総財公第18号）」及びその他の政府の方針を踏まえて経営改革を行っている地方公営企業であること。経営改革の具体例については、以下のとおりとする。
 - ① 経営戦略を策定し、その達成度を評価分析し、評価結果を予算編成や定員管理等に反映している事例
 - ② スtockマネジメントの実施や施設の統廃合等により、施設の維持管理及び更新の最適化に取り組んでいる事例
 - ③ 企業債残高の管理や料金改定等により、経営の健全化に取り組んでいる事例
 - ④ 情報公開を積極的に行い、住民の意見を経営に反映できる仕組みを導入する等、住民の理解や協力が得られる環境を整備し、サービスの向上に繋げている事例
 - ⑤ 事業の広域化や統合等により組織の効率化に取り組んでいる事例
 - ⑥ PFI事業、指定管理者制度、包括的民間委託等の民間的経営手法の導入により経営の効率化に取り組んでいる事例
 - ⑦ 人材の育成に努め、個々の職員の能力を組織体としての経営能力の向上に結びつけている事例
 - ⑧ 地方公営企業法を適用し、自らの経営・資産を正確に把握することにより、経営基盤

の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいる事例

3. 表彰規程第3条第1項第3号における「地域において公共の福祉を増進するために運営されている地方公営企業」とは、企業の経済性の発揮や経営が良好であるだけでなく地域住民に対して将来にわたり必要不可欠なサービスを継続して提供している地方公営企業であること。
4. その他選考においては、以下の点を勘案する。
 - ① 特殊勤務手当等諸手当について、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給を行っていないか。
 - ② 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用を行っていないか。
 - ③ 技能労務職員等の給与について、民間給与水準の調査・比較結果を踏まえ、適正な給与制度・運用を行っているか。

総務大臣の指定する団体について

優良地方公営企業表彰規程第5条第1項の「大臣が指定する団体」として、以下の団体を指定しています。

公益社団法人 日本水道協会
 全国簡易水道協議会
 一般社団法人 日本工業用水協会
 一般社団法人 公営交通事業協会
 公営電気事業経営者会議
 一般社団法人 日本地下鉄協会
 一般社団法人 日本ガス協会
 公益社団法人 日本下水道協会
 地方共同法人 日本下水道事業団

推薦等に係る留意事項

1. 提出方法

(1) 都道府県（市町村担当課等）による他薦

都道府県（市町村担当課等）は、都道府県内の指定都市を除く市町村が設置する地方公営企業を推薦する場合、当該地方公営企業を設置する市町村と調整の上、応募様式（エクセルファイル）に必要な事項を記載し、下記アドレスあてメールにより御提出ください。なお、他薦の該当がない場合においても、その旨御連絡願います。

(2) 都道府県及び指定都市による自薦

都道府県及び指定都市が設置する地方公営企業が応募する場合、応募様式に必要な事項を記載し、下記アドレスあてメールにより御提出ください。なお、自薦の該当がない場合においても、その旨御連絡願います。

(3) 市町村による自薦

市町村が設置する地方公営企業が応募する場合、関係都道府県（市町村担当課等）を経由して応募様式を御提出ください。

(4) 大臣が指定する団体による他薦

表彰規程第5条第1項の「大臣が指定する団体」が、都道府県又は指定都市が設置する地方公営企業を推薦する際は、当該都道府県又は当該指定都市と調整することとしており、また、市町村が設置する地方公営企業を推薦する際は、当該市町村に加えて、当該市町村が属する都道府県（市町村担当課等）とも調整することとしていることから、「大臣が指定する団体」から係る連絡を受けた際は、御対応願います。

(5) 応募様式提出先

総務省自治財政局公営企業課調査係
 担当：関本、遠藤
 E-mail : k310k@soumu.go.jp

2. その他

(1) 応募様式の記載に当たっての留意事項

応募様式に記載する取組事例の効果については、具体的な数値を用いて御記載ください。

(2) 応募様式の公表について

応募様式の内容は総務省のホームページでの公表を予定しています。

(3) 表彰式への出席に伴う旅費について

表彰式への出席に係る旅費については、各出席者において御負担ください。

(4) 病院事業について

病院事業は表彰の対象外となります。

自薦・他薦は
問いません

令和2年度 優良地方公営企業総務大臣表彰 募集を開始します！

総務省では、地方公営企業関係者の健全経営の取組の労に報い、その功績を讃え、他の地方公営企業の模範となることを目的に、優良地方公営企業総務大臣表彰を実施しています。

応募締切

令和 2年 3月 13日(金) 厳守

詳しくは、総務省HPをご覧ください。自薦(推薦)様式も掲載しております。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html)



【問い合わせ先】

総務省自治財政局公営企業課調査係

担当者・関本・遠藤

E-mail: k310k@soumu.go.jp

TEL: 03-5253-5635

新經濟・財政再生計画
改革工程表2019
(抄)

令和元年(2019年)12月19日
經濟財政諮問會議決定

取組事項		実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方財政基盤の構築	2 公営企業の抜本的な改革等の推進	<p>経営戦略の策定及び見直し等を通じ、収入・支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。</p> <p>経営比較分析表について、これまで順次公表してきた8分野に加え更なる公表分野の2020年内における拡大や、廃止・民営化等の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進。</p> <p>水道・下水道などについてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。</p> <p>〈総務省・厚生労働省・国土交通省・農林水産省・環境省〉</p>	<p>2020年度までの各自治体における経営戦略の策定状況等を踏まえ、公営企業の抜本的な改革の推進に向け必要に応じ更なる方策を講じ、一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。</p>	<p>2021年度までの取組状況を踏まえ、公営企業の経営の抜本的な改革を更に推進。</p>	<p>○経営戦略の策定率【2020年度までに100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>
	3 下水道・簡易水道について、新たなロードマップに基づき、公営企業会計の適用を一層促進	<p>2018年度に策定した新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても重点事業（下水道、簡易水道事業）を中心に、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層推進。</p> <p>重点事業以外の事業についても公営企業会計へのできる限りの移行を促進。</p> <p>（重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討）</p> <p>〈総務省〉</p>	<p>ロードマップに基づく2023年度までの公営企業会計への移行に向け、公営企業会計の適用状況を把握し、必要に応じ更なる促進策を検討しつつ、各自治体における取組を促進。</p>	<p>公営企業会計の適用状況を把握し、ロードマップに基づく公営企業会計への移行が着実に進むよう各自治体における取組を促進。</p>	<p>○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象団体の100%】</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行財政基盤の構築	4 水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進	<p>【水道】</p> <p>2018年度に策定した持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>2022年度までに各都道府県における水道広域化推進プランの策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p>	2022年度までの各都道府県における水道広域化推進プランの策定をはじめ、具体的な方針に基づく取組の進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討。	水道広域化推進プランの策定を促すとともに、同プランに基づく広域化の具体的な取組を推進。	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数</p> <p>【増加、進捗検証】</p> <p>○水道広域化推進プランを策定した都道府県数</p> <p>【2022年度末までに47都道府県】</p>	
		<p>【下水道】</p> <p>2018年度に策定した持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。</p> <p>2022年度までに各都道府県における広域化・共同化計画の策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>《総務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省》</p>	2022年度までの各都道府県における広域化・共同化計画の策定をはじめ、具体的な方針に基づく取組の進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討。	広域化・共同化計画の策定を促すとともに、同計画に基づく広域化の具体的な取組を推進。	<p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数）</p> <p>【増加、進捗検証】</p> <p>○広域化・共同化計画を策定した都道府県数</p> <p>【2022年度末までに47都道府県】</p>	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））

取組事項	実施年度			K P I	
	2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
<p>5 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p> <p>公立病院について、2020年度までの集中的な改革の推進に当たり再編・ネットワーク化等に引き続き取り組むとともに、経営改革の進捗状況を定量的に把握し、必要な取組を検討する。</p>	<p>新公立病院改革プランの改定や着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等、2020年度までの集中的な改革を推進。</p> <p>経営改革進捗状況を定量的に把握するとともに各取組の成果を検証し、必要な取組を検討。</p> <p>《総務省》</p>	<p>2020年度までの集中的な改革における各取組の検証結果を踏まえ、必要な措置。</p>	<p>2021年度までの公立病院の経営改革の取組を踏まえ、再編・ネットワーク化等の取組を更に推進。</p>	<p>○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 【増加、進捗検証】</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>
<p>6 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p> <p>財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方自治体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進し、2020年度から取組状況を把握・公表する。</p>	<p>財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方自治体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を2020年内に把握・公表。</p> <p>経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の団体に対して策定を促すなど取組を推進。</p> <p>《総務省》</p>	<p>各地方自治体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。</p>	<p>経営健全化のための方針に基づく取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じ更なる推進方策を検討。</p>	<p>○以下の経営健全化のための方針の策定要件のうち、該当する要件に係る数値が改善している第三セクター等の数</p> <p>① 債務超過法人</p> <p>② 時価で評価した場合に債務超過になる法人（土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む）</p> <p>③ 地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p>	<p>○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）</p>

持続可能な地方行財政基盤の構築

